

2019年2月1日発行(毎月1回1日発行) 第19巻第2号(通巻526号)

LIBRA

2019年 2 月号

〈特集〉

裁判所を味方につける戦い方 ～2018年夏期合同研究全体討議第2部を基にして～

〈インタビュー〉

作家 片岡義男さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年2月号

特集

02 裁判所を味方につける戦い方

～2018年夏期合同研究全体討議第2部を基にして～

- ・基調講演「裁判所提出書面作成の要諦」鈴木道夫
- ・基調講演「訴訟における心がけと技能」門口正人
- ・パネルディスカッション

インタビュー

22 作家 片岡 義男 さん

ニュース&トピックス

26 2019年 東京弁護士会 新年式

連載等

28 監事室から

- ・会財政についてご意見をお聞かせください。 大八木葉子
- ・会財政は潤沢なのか、枯渇するのか 黒崎 隆

29 今、憲法問題を語る

第87回 アジアにおける政治情勢の変化と憲法改正の立法事実の変化 津田二郎

30 遺稿：1988年に弁護士から裁判官に任官した第1号―迷いに迷った半年間 高木新二郎

34 協力をお願いします！安否確認！～防災グッズプレゼント当選者インタビュー～ 貞弘貴史

36 弁護士が狙われる時代―弁護士業務妨害への対応

第94回 広島弁護士会との経験交流会の報告 清水佳代子

37 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第30回 勉強会「弁護士の働き方を考える～働き方改革の国内外諸事例から」報告
辻亜希子

38 近時の労働判例

第70回 福岡高判平成29年9月7日（九州惣菜事件） 竹村和也

40 刑弁でGO！

第83回 東京地裁本庁における刑事に関する書類の提出先など 山本彰宏・白井徹

42 わたしの修習時代：縁 63期 原田 玲

43 70期リレーエッセイ：弁護士らしさ 首藤哲伺

44 心に残る映画：『ア・フュー・グッドメン』 柿原達哉

45 コーヒーブレイク：無理はしていませんか？ 横山雅明

46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

48 71期 新入会員 名簿

50 会長声明

56 インフォメーション

裁判所を味方につける戦い方

～2018年夏期合同研究全体討議第2部を基にして～

2018年度の当会夏期合同研究では、「徹底ガイド！ 裁判所を味方につける書面・証拠収集・和解交渉」と題した全体討議（第2部）を開催した。元司法研修所教官の鈴木道夫会員と元裁判官の門口正人弁護士（第二東京弁護士会）をお招きし、それぞれ基調講演を行い、その後、いくつかの論点についてのご意見をいただいた。ともに、豊富な経験をふまえて、訴訟を行う上での、きわめて実践的かつ効果的な攻め方、防御の仕方を具体的に説明され、非常に示唆的な内容を多く展開されている。

会場は、若い会員のみならず、中堅、ベテランの方々の参加者も多く、有益な研修だったとの声が高かった。残念ながら参加されなかった方々のために、完全再現版ではないが、当該討議の内容等をお送りしよう。新しい論点も最後に付加されているので、当日参加された方々も、再度ご覧いただきたい。

なお、日弁連の夏期研修では、2009年度に畠山稔裁判官等をお呼びして、「民事訴訟手続と法廷技術」と題したディスカッションを行っている（LIBRA2009年12月号特集）。

併せてご参照いただければと思う。

（LIBRA 編集会議 味岡 康子）

CONTENTS

基調講演「裁判所提出書面作成の要諦」鈴木道夫	3頁
基調講演「訴訟における心がけと技能」門口正人	8頁
パネルディスカッション	11頁



Michio Suzuki

鈴木 道夫 会員

元司法研修所教官（民事弁護）
現在、当会司法修習委員会副委員長（指導部会長）



Masahito Monguchi

門口 正人 弁護士

元名古屋高等裁判所長官
2011年弁護士登録（第二東京弁護士会）

基調講演

「裁判所提出書面作成の要諦」

元司法研修所民事弁護教官・会員 鈴木 道夫 (43 期)

第1 裁判所提出書面の在り方を考える際の基本的視座

良い文章を書くに当たり最も重要なことは、相手方との距離感です。「誰に向けて、どのような文書を書くのか」について頭を巡らせることが出発点となります。本日のテーマで考えると、裁判所提出書面は、「裁判官を読み手とする説得的法律文書」です。このことを再確認することが肝要です。今日の話はこれに尽きると言ってもいいくらいです。

まず、読み手である裁判官の属性を考えてみましょう。田中豊先生は、「法律文書作成の基本」という御著書の中で、法律文書の読者の属性を整理されていますが*1、これを参考に、裁判所提出文書の読み手である裁判官の属性を考えてみます。第1に、多数の訴訟事件を常時抱えて極めて多忙です。第2に、書面を読みながら思考する際には「法律家として論理性」を最も重要視しています。第3に、訴訟の進行段階に応じ、明確な目的をもって書面を読みはじめるということです。第4に、書面記載事実が証拠に裏打ちされているか、すなわち主張と証拠との関連性を常に意識しています。

裁判所提出書面は、以上の属性を持つ読み手を説得するために代理人が作成する説得的法律文書*2なのです。そこで、次に、説得のために大切なことをそれぞれの属性に対応する形で整理してみましょう。第1に、読み手は多忙ですから、書面を読み始めたら短時間で最後まで一気に読ませることが目標になります。途中で読むことを止めさせてはなりません。この意味からは、「書面の平易性」に留意することになります。平易性は、優れた法律文書を書くための必要条件の

一つです。第2に、読み手は、論理性を重視しますから、法律実務家の共通言語に依拠した書面であると読み手に共感させる必要があります。この意味からは、「要件事実論的分析」を完璧に行いながら、裁判官が行う「事実認定の手法」を念頭に置いて書面を作成しなければなりません。第3に、読み手は、動的な訴訟の各進行段階を意識して目的を持って読み始めますから、書面読了後に訴訟進行に沿った書面であると感じさせることが大事です。この意味からは、「争点整理手続」との関係に留意する必要があります。第4に、読み手は、証拠との関連性を常に気にしていますから、主張事実と整合する証拠があると即時に認識させる工夫を施すことが大切です。この意味で、証拠説明書記載事項の法的意味を再確認し、証拠説明書を有効に活用することも重要になります。

以上の基本的視座を確認した上で、それぞれの項目について、もう少し掘り下げて考えてみましょう。

第2 書面の平易性

私は、多忙な読み手に、過度の負荷や不要な労力を与えず、かつ、余計な時間を使わせないために、文章表現として、①鮮烈な印象を与えながら簡潔で正確な文章を書くこと、②一文一意を基本とすること（ただし、読み手をリードするために長い文が有効なこともあります）、③事実・推測・意見を明確に区別して論ずること、④推測や意見を述べる際には根拠を提示し、憶測や独断を記載しないこと、⑤愛着があっても構成上枝葉の部分は推敲の際にそぎ落とすこと、⑥当事者間で共有されていない事実や意見を「議論の前提」として論じないこと、⑦接続関係、接続表現に十分に配慮し、文

*1：田中豊「法律文書作成の基本」（日本評論社，2011年）4頁

*2：客観的法律文書と説得的法律文書については、田中豊・前掲3頁

脈上最も適切なものを選択すること*3, ⑧形式面を決して軽視しないこと（誤字脱字を避けることは当然ですが、私は裁判官が慣れ親しんでいる公用文表記に依拠することにしていきます）、を心掛けています。なお、書面の中での引用に際しては、①条文と証拠の正確な引用を心掛けることは当然ですが、②判例・裁判例を引用する場合には、その違いを意識し（判例があるのに下級審裁判例を引用している書面も少なくありません）、趣旨を正確に理解し（原文に当たり、孫引きしない）、判例の引用では、法理判例・場合判例・事例判例の違いを意識すること*4が最低限のルールです。

次に、読み手を迷子にさせず、今、どこを歩いている、どこに向かおうとしているのかを意識させるために、書面全体の「構成」に細心の注意を払わなければなりません。「読む」という営為は、決して順に文字を確認していくことではありません。文やパラグラフを単位に、一定のまとまりを付けながら、それぞれの関係性を発見していく主体的作業です。ですから、構成を明確にすることこそ書面全体の平易性を基礎付ける基本となるわけです。そのために、①見出し、小見出しを駆使し、それを読むだけで全体にわたる作者の意図が一覧できるようにすること、②20頁を超えるような場合には目次を付すること、③「総論は先に、各論は後に」を原則とし、論述では「論点→結論→理由」の順を意識して、読み手に将来の予見を与えること、④記載の目的と量のバランスを保ち、争点の比重や事実の軽重に従ってメリハリを付け、読み手を退屈させない構成を意識することが必要となります。

第3 要件事実論的分析と 事実認定の手法

裁判官は、訴訟事件を進行するに当たり、手控えを作成し、その中で、「要件事実論的分析」を行いながら、「事実認定の手法」を念頭に事案を緻密に分析しています。判断を求める者が判断権者と同じ土俵で議論することは大前提ですから、裁判所提出文書は、最低限、「要件事実論的分析」と「事実認定の手法」に従い、論理的に構成することが不可欠になります。

要件事実論的分析については、「弁護士実務と要件事実論」という論考*5を、「自由と正義」に書いておりますので、詳細は、それをご参照頂きたいのですが、①法律家にとって要件事実論は一つの「型」であること、②要件事実論に基づく法的分析は、法律相談の段階から始まるものであり、弁護士は、混沌とした事実を、紛争解決に直接に必要な事実とそうではない事実に区別しながら、事案を一定の秩序に従って効果的かつ立体的に整理しているはずであること、③その意味でも、裁判所提出書面において当初から要件事実論的分析を行うことは当然の前提であることを指摘しておきたいと思います。

事実認定の手法については、基礎的な話になりますが、①直接証拠認定型と間接事実認定型があること、②直接証拠認定型には、処分証書による場合（最判昭和45・11・26民集101号565頁）と供述証拠による場合があるが、供述証拠による場合には、間接事実認定型との間で構造的な差異はなく*6、したがって、

*3：論理は接続関係に現れ、接続関係は適切な接続表現により示される。接続の論理については、野矢茂樹「新版論理トレーニング」（産業図書、2006年）15頁以下を参照。同書は、重要な接続関係を「例示、転換、補足、解説、根拠、付加」に整理している。

*4：中野次雄編「判例とその読み方（三訂版）」（有斐閣、2009年）

*5：拙著「弁護士実務と要件事実論」（「自由と正義」2016年1月号24頁）

*6：賀集唱「事実上の推定における心証の程度」『民訴雑誌』14号48頁は、「直接証拠による事実認定といっても、その証明力の吟味の過程において、間接事実から要証事実が推認できるかどうかの検討を忘れてはならないし、また、現に検討されているのである。」と指摘している。

【訴状・答弁書】

- いわゆる「書面三本」の記載事項は民訴規則で決められている。
- 民訴規則に従った理想的な訴状・答弁書を書く。
- 請求を理由づける主張と関連する事実についての主張を截然と区別する。
- 請求を理由づける主張には、附帯請求を含め訴訟物を明示し（よって書きと「請求の趣旨」との整合性は当然の前提です）、要件事実論の整理を完璧に行う。
- 関連事実の主張でも、漫然と記載せず、重要度を意識しながら間接事実を整理する（争点整理は訴状の段階から始まっている）。
- 事前交渉がある場合には、予想される争点も記載する。
- 争点整理の意義・目的を理解し、答弁書では認否を緻密に行う（決して概括的認否は行わない）。
- 理想の訴状・答弁書を提出して、第1回から議論を深め、適正で迅速な審理の実現を指向する（ファースト・インプレッションの重要性）。
- 答弁書における「三行答弁」は、過去のものとして認識する。

多くの紛争では、間接事実認定型のアプローチを念頭において書面の構成を考えなければならないこと、③間接事実認定型では、間接証拠による間接事実の認定という第1段階目のプロセスと間接事実を総合して経験則に基づき主要事実を推認するという第2段階目のプロセスとがあること、④それに応じて、間接証明の争い方も二つのプロセスに分けて考察するべきであり、裁判所提出書面においては、どの段階のどのような議論かを意識して書くべきであること、⑤間接事実認定型では、推認に当たりどのような経験則が使われるのか、当該経験則の蓋然性の程度はどの程度かを検証し、必要に応じ、経験則自体の立証も検討すること*7を指摘しておきたいと思います*8。このような観点を念頭に置いて整序された書面は、読み手である裁判官に、法律実務家の共通言語を用いた論理的な書面であるという印象を与え、次に述べる争点整理手続での口頭議論の活性化にも繋がっていくという好循環を生み出すことになるのです。

第4 争点整理手続と裁判所提出書面

争点整理手続では、口頭議論と暫定的心証開示を通じて、「争点の特定・限定・深化」という作業が行われ、争点の強弱又は争点の格付けを含めた協議が行っていきます。裁判官は、この動的な訴訟の進行段階を意識して目的を持って書面を読み始めますから、代

理人側も、訴訟進行に沿った書面を工夫して提出していくことになります。

訴訟の進捗は、ケースに応じて異なるわけですが、一般的に、「序盤・中盤・終盤」をイメージすることはできると思います*9。序盤は、主要事実を中心とした双方の主張の枠組みができるまでの段階で、裁判所は、事案の全体像を把握することを目標にしていますので、自らのストーリー（事案の大筋）を明らかにして、要件事実論をしっかりと踏まえた上で、双方の主張を噛み合わせることに主眼が置かれることになります。大まかな争点を共有して、今後の進行計画が立てられるようにすることが目標となります。中盤は、間接事実など周辺事実まで主張し、それらについて書証が全て提出されて事案の全体像を明確にしていく過程です。すでに序盤を経過して、主張の大枠についての認識を共有し、基本書証も出揃っている状況なので、口頭議論の対象も、主要事実だけではなく、重要な間接事実、補助事実、書証との関連性、経験則などの細部に移行していきます。終盤は、人証で証明する事実、実質的争点を絞り込んでいく最終段階です。中盤での口頭議論を経て、争点の軽重や間接事実の重みづけは共有されているので、集中証拠調べの前段階として、議論を総括して実質的争点を確認し、人証で証明する事実を明らかにすることになります。

このような訴訟の段階に応じた適切な書面を提出していくことになりますが、全般的な留意点を、訴状・

*7：賀集唱「民事裁判における事実認定をめぐる諸問題」『民訴雑誌』16号72頁は、「民事訴訟の事実認定は、徹頭徹尾経験則の適用である。」と述べている。

*8：間接証拠による事実認定については、田中豊「事実認定の考え方と実務」（民事法研究会，2008年）152頁

*9：判タ1405号5頁「争点整理で7割決まる!？」，判タ1447号5頁「民事訴訟法施行20周年を迎えて」等を参照。

【準備書面】

- 要件事実論的分析、事実認定の手法を踏まえた上で、争点整理手続の段階に応じた準備書面を作成する。
- 書面はやたらと長い、請求を理由づける事実との関係でいかなる意味を持つのか不明な準備書面が実務上散見される。逆に、概略的記載に終始して、主要事実についても事実摘示として不十分なものも多い。特に、類型化が難しい、不法行為訴訟や契約締結上の過失が問題となるケースなどに多い。
- 要件事実と時的因子を常に意識して、「誰が誰に対し、何時、どのような態様で何を行ったのか」を具体的、網羅的に主張する。
- 関連事情については、原則として、時系列で整理し、間接事実の位置付けと重要性が読み手にわかるように記載する。
- 争点整理の目的に資する書面を記載し、暫定的心証開示に対抗してさらに争点を拡散させるような書面を提出しないようにする。
- 求釈明も、要件事実論的分析、争点整理の目的に資する範囲で行うことを心掛け、濫用的な求釈明で審理を混乱させないようにする。
- 訴訟が混迷してきたら、認識している争点整理の内容を書面として提出する工夫があっても良い。
- 弱点のない訴訟はないので、不利な事実から目を背けずに、正面に見据えて堂々と反論する。
- 事案によっては、演繹の正当化を前提に帰納主義的論法を加味しても良い。* 10

答弁書と準備書面に分けて簡単に整理すれば、5-6頁上部記載のとおりです。

第5 証拠との関連性・一体性についての配慮

裁判所提出書面と証拠の関係については、攻撃防御方法の提出時期につき適時提出主義を採用していること（民訴法156条）、文書を提出して書証の申出をするときは証拠説明書の同時提出が義務付けられていること（民訴規137条）、をまずは確認しておきたいところです。裁判官は、このことを前提として、書面検討の際、主張事実と整合する証拠、又は矛盾する証拠がその時点でどの程度あるのかを全体的に検討していますので、そのような読み手の立場に配慮した書面を工夫するということは最低限の要請です。証拠に基づかない弁論は論外です。また、主張と証拠の結びつきが直接的な場合は、証拠を引用するだけで十分ですが、当該証拠からそのような主張を導くことが一義的に明確でないときは、書面自体にその関連性を簡潔に記載して裁判官の理解を助ける工夫をしても良いでしょう。

なお、関連して、証拠方法としての文書の提出について、3点確認しておきたいと思います。この基礎的理解に誤りがあると、書面の論理性に影響を与えるからです。第1に、文書の意義について正確に認識しているのか疑問と言わざるを得ない書面に遭遇することがあります。言うまでもなく、文書とは、その作成者で

ある特定人の思想内容等（意思、認識、報告、感情等）が文字その他の可読的記号によって表現されている有体物です。それなのに、当該文書を誰が作成したのかにつき意識せずに提出し曖昧なまま主張を展開している場合が間々あります。第2に、文書の個数です。物理的には1個でも、複数の思想内容が表現されている場合には、作成者を複数観念することができ、その場合には法的意味の文書としては複数個存在します。その点の理解を欠いている場合も散見されます。第3に、文書の提出は、原本、正本又は認証のある謄本であることが原則であり（民訴規143条1項）、写しを提出する場合は、①原本に代えて写しを提出する場合（大判昭和5・6・18民集9巻609頁）、②写しを原本として提出する場合に限られます。このことの理解を欠いている場合も多いです。

以上の点を前提とした上で、裁判所提出書面の一つである、証拠説明書の記載には十分に配慮して決して損はありません。おざりな証拠説明書が多い中では大いに武器になると言ってもいいと思います。証拠説明書には、標目、作成年月日、作成者、立証趣旨等を記載することになりますが（民訴規137条1項）、作成者の点は既に述べましたので、立証趣旨の記載について最後に触れておきましょう。立証趣旨は、言うまでもなく、証明すべき事実（法的効果ではなく、それを基礎付ける具体的事実です）と証拠との関係であり、その記載によって、証拠の評価についてアピールできる有用な機会ですから、代理人として最大限活用する

* 10：ニール・マコーミック原著・亀本洋外共訳「判決理由の法理論」（成文堂、2009年）

べきです。それにもかかわらず、全く意味がない記載や的外れなものが多いのはとても残念です。他方で、やたらと長い説明をしているものにも遭遇します。これは多くの場合得策とはいえないでしょう。読み手のことを考えると、主張自体は準備書面に記載すれば良いのですから、それを補充するものとして一覧性を念頭に置き、簡にして要を得た記載をすることが大事だということになるはずです。

第6 総括

以上のとおり、「読み手のことを真剣に考えて書く」という以外に王道はないと思うのです。問題は、読み手のことを考えているようで、実のところ、深く、まじめには考えておらず、ほとんどは依頼者だけを見て書いていることが多いのではないのでしょうか。そこを少し反省してみるだけで、裁判所提出書面の内容は、格段に優れたものになります。

漠然と主張を羅列するという発想から抜け出して、当該書面の具体的な読み手の関心事をしっかりと把握して、属人的な読み手に対し、どこを中心に説得すべきなのかを確認すれば、自ずと記載すべき焦点は定まってくるはずです。控訴理由書で確認してみましょう。控訴理由書は、原判決が事実認定又は法令の解釈適用を誤り、その結果、主文の結論においても誤っていることを控訴審裁判所に説得することに唯一の目的があります（しかも、裁判官には、原判決の結論は概ね正しいであろうというバイアスがかかっていると思っていただく方が良いでしょう）。そこを正解すれば、最終準備書面を焼き直したような控訴理由書には決してならないはずです。原判決を前提にしながらも、そこに誤

りがないかが関心事である読み手の属性を意識し、原判決に影響を及ぼす誤りを論理的に気づかせ再考させるという当該文書の機能を考えて、書面の構成を練らなければならないことになるわけです。

第7 おわりに

最近読んで感銘を受けた本の中で*11、カール・クラウスの言語論が紹介されているくだりがありました。カール・クラウスは、ナチスが台頭してくるドイツで、19世紀末から40年弱にわたって個人誌「炬火」を執筆して自ら出版し、当時の新聞ジャーナリズムを批判し続けた人ですが、常套句が跋扈し、言葉の厳密さが失われていく中で、言葉を吟味する姿勢の大切さを説きました。私たちは、日頃書面を作成する中で、しつくりくる言葉を探します。そのとき、私たちは似た意味の言葉の間を彷徨います。クラウスは、この迷いについて、単なる表現の厳密さの問題ではなく、それはとても神聖で、道徳的な行いだと言っています。迷う過程で言葉の多面的な意味に触れた人は、常套句の催眠術から目覚めることができるということです。法律実務家も、言葉を命とする職業です。決して常套句で議論を曖昧にしてはならない職業です。

結局のところ、本日の演題である「裁判所提出書面作成の要諦」とは、クラウスの言うとおり、読み手をしっかりと意識して、自分の机に向かって、最適な言葉を探して苦しみ、それを探し当てた瞬間の気持ちを大事にしながら、推敲に推敲を重ねて、面前の書面と誠実に格闘し、依頼者の本当の利益のためにベストを尽くすことにあるということになるのではないのでしょうか。

*11：古田徹也「言葉の魂の哲学」（講談社、2018年）

Keynote
基調講演

「訴訟における心がけと技能」

元名古屋高等裁判所長官・第二東京弁護士会会員 門口 正人 (23 期)

第1 訴訟における心がけ

ユーザー意識と経営理念
プロフェッショナルとしての大義—信義と誠実

民事裁判は、権利の保護実現のためのサービスであり、安全安定社会のインフラといえます。それを支える者、それに関わる者は、いずれも国民に寄り添い、分かりやすく、使い勝手の良い司法のために尽くす必要があります。そのためには、日々の訴訟活動のみならず自ら関わらないところでも、ユーザー意識を持って裁判の遂行を見つめ、裁判のあり様を監視し、同時に、経営理念をもって時間と費用の意識を持ち続ける必要があります。

また、弁護士は、現在の社会で最も注目されるプロフェッショナルであると思います。プロフェッショナルとは、一つは専門性の高い集団であり、今一つは世間からの尊敬される地位ということになります。訴訟追行の場面では、プロフェッショナルの大義として自ずから信義と誠実が要求され、厳しく自己責任が問われることになるでしょう。

ただ今、巷間で語られている理念、例えば、企業経営ではコンプライアンスとかガバナンスと言われ、また顧客本位、説明責任、透明性とか言われますが、これらは、いずれも司法から出たものであり、司法の理念が先導したといっても過言ではありません。裁判の運営において、もう一度振り返っておいてよいと思います。

第2 訴訟における技能

技能の継承と知見の習得
ツールの最適利用
裁判所を見据えた訴訟追行

専門家として、少なくとも現有のツール、訴訟法のみならず各法律に規定された方策を道具として、柔軟に使い切る能力が求められています。民事訴訟法には、例えば証拠収集に関して、さまざまなツールが用意されていますが、なかなか活用されていないように思われます。それぞれの制度に使い勝手の悪いところがあるのも一つの理由でしょうが、是非ともプラクティスを積み重ねてこれらの障害を乗り越えていただきたいと思います。

そして、訴訟追行は、常に裁判所に向かっているという方向性を認識しておくことも肝要と思います。裁判所の運営に不都合が感じられれば毅然と異を唱えることは当然のことですが、他方、当事者の真の利益の確保を考えれば、裁判所と協働する意識も大事だと思います。

第3 ステージごとの訴訟追行

裁判所を見据えた訴訟追行の前提として、それと密接な関係のある心証形成についてお話をし、続いて、心証形成からからみた訴訟技能についてお話を進めたいと思います。

裁判あるいは裁判所がブラックボックスであってはなりません、その最たるものの一つに裁判官の心証があるかと思います。裁判官の心証は、**全人格的判断**といわれます。したがって、それは裁判官の心の奥深く仕舞われていて外からは見えません。どのようにして作られるか、どのようにすれば見えるかを知っておいてよいでしょう。

さて、**心証形成の段階**についてお話ししますと、心証の形成は、訴訟の早い段階からあり得るといえます。もちろん訴訟の段階に応じて**心証の程度**は異なりますが。裁判所は、訴訟の段階に応じて、有限の時間と

労力の中でマネジメントを試みるとともに、事件の見立てをしていくことになります。したがって、訴訟の開始に当たって、訴状のあり様を見てその根拠とするところや訴えの提起の事情から、初期の心証の形成が開始されるといってよいでしょう。

このことからお分かりのように、当然ですが、心証の形成には**当事者の関わり**が重要になります。当事者の訴訟追行の対応や態度が心証形成にも大きな役割を果たします。弁論の全趣旨という形での影響です。そのことだけではなしに、心証が全人格的判断ですから、自ずから自己検閲と確認バイアスが働きます。したがって当事者からすれば、裁判官にできるだけ勝手な働きをされないように裁判所を見据えた訴訟活動をする必要があります。

それでは、どのようにすれば心証が見えるかに進みます。裁判所から積極的に**心証の開示**がされない場合であっても**心証の把握**をすることが必要です。申すまでもなく、訴訟の各段階で裁判所がどのように心証を抱いているかによって主張や証拠の出し方も変わってくるでしょう。裁判所が積極的に暫定的心証を開示する場合は、もとより容易に裁判官の心証状態を把握できますが、そのような場合でなくても、裁判所との応答をできるだけ稠密に重ね、裁判所の訴訟指揮などからヒントを得ることです。裁判所からはいろいろな方法によるシグナルが発せられるはずですが、もちろん明示な形では釈明がありますし、見えない形では期日の指定の仕方などもあります。

1 訴状の作成

争点の早期提示と裁判所の引き寄せ

訴状の作成ですが、訴えの主題の提示であり、最も重要な行為であることは間違いありません。先ほど申しました心証の観点から申せば、裁判所に対する最

初の引き寄せの行為になります。この段階で広い意味で裁判所の心証形成が始まるといつてよいからです。さらに言えば、裁判官の知見と経験によるマネジメントが開始されます。事件の内容に応じて時間管理もされます。そのために、第1に、裁判所の理解を容易にする工夫が必要になります。要件事実による提示、背景事実との区別、重要な間接事実の摘示に留意しておく必要があります。第2に、事件を差別化しておくことも重要になります。裁判官は、その経験と知見から事件を類型的にみるところがあります。裁判所に事件を脇に置かれては何もなりません。したがって、事件の特殊性に触れておく必要があります。また、なぜ、この段階で訴えが提起されるのかと疑問を起さされるようであってははいけません。そのような場合は、あらかじめ断りを示すべきです。第3に、これが最も大事なのですが、もちろん相手方当事者に対する配慮をしておかねばなりません。争点が浮き彫りになるように工夫が求められます。

2 主張の展開

主張の厳選

準備書面の記載 明晰性、単純性、一貫性

次に、**主張の段階**に入ります。ここで強調しなければならぬのは、主張を出し惜しみしないことです。ベストな主張を厳選することです。さまざまな主張を思いつくことが力量であるように勘違いされているのではないと思われることがあります。それではかえって肝心の主張までぼやけさせてしまいます。自信を持って主張を厳選していただきたいと思います。そのために決断しなければなりません。どうしてもやむを得ない場合でなければ、予備的主張は避けたいものです。争点は、大概が2、3個で、4個以上あるのは珍しいと語り続けられています。それから、感情を剥

き出しにした主張は見苦しいこと、プロフェッショナルの姿とは程遠いことも追加しておきます。

準備書面の記載について、明晰性、単純性、一貫性に心掛けることです。裁判所からみると、あいまいな主張が最も嫌われます。読み手を意識したシンプルな記載が歓迎されます。主張が積み重なるうちに、一貫性に欠けることがありますので、注意が必要です。主張を追加変更することはあってもよいのですが、変遷する主張はなかなか信用されません。

3 証拠調べ

証拠の申出 ベストエビデンスの厳選 立証趣旨
書証の争い方
証人尋問の技術

立証の段階においても、同様です。ベストエビデンスを心掛けるべきです。ひところ戦術として、重要な証拠を出し惜みする傾向がありましたが、集中審理や計画審理が叫ばれ、争点整理の充実が言われるときに、このようなことは許されませんし、裁判所の心証にも良い影響を与えません。

証拠説明書に立証趣旨をしっかりと記載することも大事と考えます。証拠の採否について、以前にもまして裁判所は厳正に対処していると思われます。その意味で、立証趣旨が重視されるというわけです。

書証の争い方について、一言申しますと、特に重要な書証について単に否認するでは足りないということです。否認の理由として盗用、偽造などの事情について具体的に指摘しておくことが必要です。証人尋問の技術については、後ほど機会があれば申したいと思います。

4 裁判の終局

最終準備書面 ストーリーの点検

さて、最終準備書面は、最後の段階の裁判所への働きかけです。裁判所からすれば、最終準備書面は必要がないともいえます。同じものを読まされるのは大変と思うでしょう。したがって、工夫を要します。ここでもう一度ストーリーの点検をする必要があります。特に一貫性に欠けるところはないか気をつけなければなりません。また、裁判所にとっては、ほぼ心証が作られていますから、有利なところを強調し、不利なところは減殺するために、メリハリをもって記載することが大事といえます。

5 控訴

控訴理由書の作成

控訴理由書は、原審の主張を繰り返すものであってはいけません。特に最終準備書面が提出されている場合は、それをなぞるようなものがみられますが、感心しません。原審の判断について、総花的に不満を述べたり、原審の措置を非難するだけでもいけません。最も主張したい中核部分を簡略に提示するくらいが程よいでしょう。特に認定非難に当たる場合は、原判決のどの部分についてどのような違背があるかを簡潔に述べたいものです。

第4 総括 紛争に関わるに当たって

最後に総括として、一言述べておきます。精神論のようで恐縮ですが、一つは、紛争に関わるに当たって、事件を曇りのない目で見ること、事件を自分側にあまりに引き寄せてはなりません。二つは、自分の正義感を視座とすること、ともすれば法律や判例にとらわれて、さらにはその解釈に拘束されて、事件の本来の根拠とするとところを見失うことがあるからです。

Panel Discussion

1. 訴状の書き方

鈴木 道夫 会員

1 民事訴訟規則の要請

民事訴訟規則53条1項、80条及び81条は、いわゆる「書面三本」について、「請求を理由づける事実」「抗弁事実」「再抗弁事実」の記載のほか、「当該事実に関連する事実」を記載しなければならないとしています。「当該事実に関連する事実」とは、主要事実を推認させる間接事実などを意味します。すなわち、民事訴訟規則は、「間接事実認定型」を意識して、主要事実と間接事実を区別して記載することを求め、間接事実を含めた争点整理を、訴訟の早い段階から行うことを指向しているわけです。裁判所は、民事訴訟規則に従った当事者の主張書面を求めているはずですが。民事訴訟規則に従えば、裁判所を読み手とする説得的法律文書である訴状を作成するに当たっては、緻密な要件事実論的分析を前提に主要事実を明らかにするとともに、関連事実を証拠とともに具体的に提示して、争点整理に資する説得力のある書面を当初から提出するべきであるという結論になります。

2 戦略的視点からの要請

戦略的にみても、主張や証拠の出し惜しみには、あまり意味がありません。訴訟長期化の原因ともなり、多くの場合、有効ではないと思います。多忙な裁判官を想定すると、訴状の段階が一番ニュートラルに事案に向き合ってくれる時期ではないでしょうか。その

新鮮で好奇心と興味のある段階に、紛争の実相をしっかりと伝えて、ファースト・インプレッションで、自分側の見方を理解してもらうことが訴訟を有利に進める上で極めて効果的です。一度逆に触れた針を戻すためには、多くの労力を要します。

事前交渉等で被告側の主張がはっきりとしている事案では、そのことを訴状に記載して、それに対する当方の言い分を予め伝えておく方が良いと思います。最初に「争点」を提示するのが相手方で（当然、相手方のバイアスがかかった主張がされます）、それに対してはじめてこちら側の言い分を伝えるよりも、当方の主張への理解が深まることは自明ではないでしょうか。私は、建築紛争を扱うことが多いのですが、例えば、請負代金支払請求訴訟で、瑕疵担保責任に関する被告側の主張が想定されている場合には、関連事実として、被告の従前からの主張を「瑕疵一覧表」とともに先に提示し、それに対する原告側の反論の概要を訴状の段階で示しています。もちろん、先方の主張が確実に想定されないようなケースでは、その出方を見ることもありますが、出方が分かっているのに、それを控えることにはあまりメリットは見い出せないと思っています。

門口 正人 弁護士

端的に言えば、当該事件の争点が浮き彫りにされる訴状が歓迎されます。事件によって異なるとはいえま

しょうが、共通することは、第1に、裁判官の理解を促し、思いを引き寄せること、そのために、第2に、規則に規定されているとおり、要件事実と背景事情を書き分けること、第3に、他の同種事件と差別化すること、以上を指摘できます。

ここでも言えることは、独りよがりになってはいけないということです。受け手を意識して記載を工夫する必要があります。そのためには、要件事実ごとに記載するか、時系列に従って事実を掲げるか、場合によっては争点になりうることや結論部分から提示することもあります。また、規範的要件の争いに留まらず、

多くの事件では間接事実による争いになりますから、いかに間接事実の選択を上手に行うかが大事となります。事件によってメリハリをつけたいものです。

背景事情の記載の程度について、よく尋ねられることがあります。今述べたようなことから考えていただければと思います。早期に争点を浮き彫りにし、相手方の対応を促すために、証拠調べを見越して証拠との対応関係も記載することもよいでしょうし、時には交渉の経緯を掲げたりすることも有益なことがあります。

2. 定型以外の別紙目録は有効か

(時系列表、用語集、人物関係図、争点整理表)

鈴木 道夫 会員

1 訴訟の段階に応じた読み手の理解を補助するための工夫

一般的には、事案の全体像を効果的に裁判官に伝えるために、表、目録又は図面等の補助資料は、早期に用意した方がよいとは言えると思います。他方で、争点整理手続は段階的に推移していきます。したがって、結論としては、争点整理手続の各段階で裁判官がタイムリーに要求すると思われるものを、先回りして用意するという姿勢が大事ではないかと思っています。

その意味で、訴状の段階で、時系列表や争点整理表まで作成することが必要な事案は多くはないと思います。関連する事実を、時系列に沿いながら、重要度や位置づけが裁判官に明らかになるようにわかりやすく記載することで十分な事案の方が多いと思います。

他方で、相続関係の事案では、読み手の立場を考えると、親族関係図や人物関係図があれば読みやすいことは確かであり、訴状の段階から、これらの書面

の添付は必須といえるでしょう。また、システム関係訴訟では、一つの用語が多義的に使用されて議論がかみ合わないことも多いので、用語の定義を、辞典等を引用して明確にした上で、議論の前提を最初に固めることが有用な場合も多いと思います。

2 事案の特性に応じた工夫

先程、建築紛争での瑕疵一覧表について言及しましたが、事案の特性に配慮した工夫をすることが重要です。例えば、契約締結上の過失が問題となる事案で、いわゆる不当破棄型のようなケースですと、破棄した時点の熟度が問題となってきますから、訴訟の早い段階から、「事実経過一覧表」による整理が要請されてくることになると思います。名誉棄損訴訟では、表現行為ごとに、行為主体、権利侵害性、違法性阻却事由等を分類した表が必要になってくる場合もあるでしょう。原状回復工事の義務の範囲が問題となるケースでは、当初の引渡し時の状態及び退去時の状態、並びにそれに対応する工事内容と費用を比較する表で主張を整理することが有用なことも多いでしょう。

要は、読み手の立場と争点整理の円滑化を意識して、当該事案で、読み手の理解を深めるために、ツールとして何が必要かを考えて対応することが肝要で、それを適切に行える当事者が当該訴訟をリードできるということになります。

門口 正人 弁護士

別紙目録が有効な場合があるのは間違いありません。裁判所側にも歓迎されていると思います。一方では、事案によってそれほど意味があるとも思えないものもみられます。事案の理解の助けになるというよりも、地の文を二度重複して読まされるようなものに当たることもあります。それでは意味がないといえます。

作成に当たっては理解を容易にするかどうかの観点から選別されればよいのではないのでしょうか。時系列表、用語集、人物関係図などは多くは有益といえます。この場合にも、事件による面があるでしょうが、例えば、人間関係が入り組んだ事件や時系列が複雑な事

件は、親族関係図や時系列表があれば裁判官にとっても理解が容易にされるでしょう。この種の事件では、裁判官も、自らこれらのメモを作成しようとするのが普通でしょうから、裁判官が作成するであろうことを当事者が代替するとの気持ちから、選別していただければと思います。

注意しなければならないのは、記号を駆使した立派な図表などが提示されることがありますが、それ自体を理解するのが困難な場合があります。過度に凝って、独りよがりになってしまうと、理解を妨げることにもなります。

争点整理表については、ひところ争点を整理することを目的として当事者に作成を委ねることがありましたが、その作成はなかなか容易ではありませんので、いつのまにか後退したようです。当初は審理充実の観点から積極的に位置づけられましたが、むしろ当事者間で互いに争点の食い違いを失くすことに意味が見出されたように思います。簡単な事件では争点整理表は意味がありませんし、一方、複雑な事件程その作成が困難なために遠ざかるという矛盾したことになります。

3. 裁判官を動かす効果的な主張書面に必須の要素は何か

鈴木 道夫 会員

1 本当に理解してもらおうとして書いているか？

人（裁判官）を動かすのですから、読み手の気持ちや立場に立って、その視点から要請される書面の記載は何かを検討することに尽きます。それにもかかわらず、実務では、独善的で、自分の意見や思いだけを秩序なく書き連ねる書面が意外に多いです。

私が以前から付けている備忘ノートに、作家の橋本治氏の新聞でのインタビュー記事から抜粋したものが

残っています。橋本治氏は、「芸もないのに適当に悪口をいう。そうすると、文章を書いたみたいになれますからね。（中略）今の人に悪口は書けても、いいラブレターは書けない。いいラブレターを書くには、自分を見さだめると、対象を見さだめると、自分と対象との間に関係があって、その関係がどういう意味を持つかということを把握して、しかもそれに希望的観測をつけ加えるっていうことをしなくちゃいけない」と述べています。文章の神髄を上手に語っています。

2 依頼者の思いを伝えれば、それだけで正当化されるのか？

弁護士は、たしかに依頼者を抱えています。このことを裁判官はわかっていないと嘆く人も多いです。しかし、私見では、この点をあまりに強調する議論には与することはできません。もちろん、依頼者の思いを伝えるという要素が大事であることは否定しません。しかし、そのことだけを近視眼的に見ることによって、かえって究極的な依頼者の利益に反することになってしまっただけは背理です。重要な二つの要請、すなわち、依頼者の気持ちを弁護士としてしっかりと伝えるということ、及び読み手である裁判官が求めているものを端的に書くということをバランス良く記載するのが、プロとしての我々に求められている技量なのではないかと思います。

3 過剰な表現は効果的か？

必要以上に過剰な表現を書面の中に記載する例を見かけることがあります。時に、相手方や相手方代理人への誹謗中傷に及ぶこともあります。この問題は、①読み手である裁判所にそのような表現が本当に響くのか、②弁護士倫理上の制約はないのか、という二つの視点で検討することが必要です。前者ですが、読み手の属性を考えると、必要以上の扇情的表現とか、法理論や証拠の裏打ちのないジャーナリスティックな議論が、裁判官の心証に訴えることはないかと断言して良いと思います。これと異なる意見を持つ裁判官に会ったことはありません。むしろ、表現によっては不快であると吐露する裁判官も多いです。そこをしっかりと依頼者に説明して、事前に納得させておくことも弁護士の力量の一つです。後者ですが、御存知のとおり、懲戒事例も多いです。弁護士倫理という規範を逸脱する訴訟活動は論外です。紛争解決という大きな目標を見据えると、必要以上に相手方弁護士との関係を悪化させることは、明らかにマイナスでもあります。もちろん、事例にもよりますし、代理人にもよるわけですが、ここでも依頼者への説明が重要です。蛇足ですが、このことは、証人尋問にも言えます。効果的

な反対尋問とは逆に、声の大きさや罵倒する表現などで証人を反対尋問して、勝ち誇ったような態度をする弁護士を未だに見かけることがあります。これは依頼者にはある種のパフォーマンスになっても、裁判にとっておおよそ有益なことはなく、究極の依頼者の利益には反していることが多いです。

要は、過剰な表現で依頼者の気持ちを満足させるような行動を取るべきではなく、準備の段階で依頼者と思いを共有することに尽きると思います。案文を送り、忌憚のない意見を求め、虚心坦懐にそれに耳を傾け、共同作業として、作品としての準備書面を完成していくという姿勢が大事です。書面の中で、書面の目的を超えたリップサービスをすることは、基本的に考える必要はないと思います。

4 効果的書面とは？（読み手と悩みを共有する）

例えば、不法行為訴訟で過失の前提となる注意義務の有無が問題となっているケースを考えてみましょう。実務では、「このような注意義務のあることは明らかである」とだけ述べて、自己に有利な規範だけを独善的に主張して放り投げるといったような書面があります。しかし、このタイプの主張が一番説得力を欠くということは銘記しておいても良いでしょう。そこには、「あとは、裁判官が考えれば良い」という姿勢が垣間見られます。しかし、裁判官の立場を考えると、このような類型化が難しい事案では、原告の主張する「注意義務」につき、その発生根拠を含めた議論を積極的に行いたいと思っているはずで、したがって、不利な裁判例を含め（どうせ裁判官は調べているはずですから、それを隠すことに意味はないはずで）、自己の規範を基礎付ける社会的知見を資料として提出して、設定した規範が既存の規範とも矛盾しないこと（むしろ整合すること）を論証し、裁判官を同じ気持ちにさせることが不可欠です。そういう書面は、効果的で法律家としての裁判官を動かします。

都心の不動産開発の案件で、一等地に建物を建築するに際して、隣地に立ち入らなければ工事ができな

い中、隣地の所有者にお願いしても、色々な経緯もあり承諾してくれず、やむを得ず、相隣関係の民法209条を使って隣地使用承諾請求訴訟を提起したケースがありました。問題は、開発スキームの関係で、厳密に言えば、建物を築造する主体と土地の所有者とが異なり、建物を築造する者は、土地に対して使用借権を持っているに過ぎないことでした。学説を調べると、民法には、「土地の所有者」と書いてあるけれども、我妻先生の民法講義には、賃借権の物権化の傾向から、土地の賃借権の場合にも準用して良いと書いてある。それに沿う裁判例はあるものの、使用借権まで準用しているケースはこれまで一件もない。そこで、都市開発において、このような使用借権を設定した上で、建物を築造するスキームも多いということをきちんと論証し、他方で、民法209条の趣旨を立法趣旨まで調べて、使用借権に準用してもおかしくないことを色々な資料を駆使して説明しました。高名な裁判官でしたが、このことを認めてくれて、民法209条では初の判断となりました。

効果的な書面で大事なことは、読み手と悩みを共有し、決して不利な点から目を背けないで正面から堂々と議論することだと思います。裁判官は、当事者のストーリーの中にある弱点についてどのように反論してくるのかに期待と関心を持って待っています。そこを避けていては、弁論の全趣旨から反論できないものとして整理されてしまいます。それなのに、弱点を無視して、有利な点だけを繰り返して主張するだけの書面がありますが、これでは、裁判官の琴線に触れることはできないと思います。

5 書面を効果的にする形式上の工夫は？

強調表示や脚注を入れる準備書面も増えてきました。私は、一定の項目の見出しを太字のゴシックにするという方法は取っています。また、強調したい部分に傍点を入れるなどの工夫をすることもあります。しかし、保守的な性格なので、それ以上は、あまり形式面での工夫はしていません。現時点では、そのような書面の方が裁判官には読みやすいと思っているから

です。数字の説明が必要な場合には、適宜、表を入れる工夫はあっても良いと思います。結局、各自の工夫次第ですが、やり過ぎて読みにくくなったら意味はありません。まずは、文章でしっかりと読んでもらうことに注力することが肝要であると個人的には思っています。読み手に予見を与えることは重要ですので、概要を冒頭に示すことはとても大事なことだと思います。

門口 正人 弁護士

準備書面の記載として、明晰さ、単純さ、一貫性ということを申しています。常に心がけていただきたいと思います。

明晰さ、単純さに関して、逆から言えば、あいまいな主張、理解が容易でない文章は歓迎されないという当然のことです。また、読み手側としては、最後まで読んで初めて理解できるというものよりも、文章を追って読んで行けば自ずから頭に入る文章が良いといえましょう。そのためには逆三角形型といいたうか、まず主題を示していただいて、その理由を大きい方から些細な方に順次書いていただくのが頭に入りやすいのではないのでしょうか。その意味では、判決文の書き方が模範とはいえません。それから、重要度に応じてメリハリのついた主張書面が歓迎されるでしょう。何もかもが同じように羅列されていますと、頭にも素直に入ってきませんし、理解の妨げにもなりかねません。

一貫性については、特に複雑な事件で審理にも相当の時間がかかっているような場合に、ともすれば主張が微妙にずれてくることがあります。あるいは意識的に争点をずれさせていることがあります。このような主張は、それだけで裁判所はなかなか信用することにはならないと思いますので、注意が必要です。

4. 口頭弁論や弁論準備手続で、代理人から主体的に説明またはプレゼンテーションを行うことは有効か。有効な例はあったか。

鈴木 道夫 会員

1 争点整理手続における口頭議論の実情

的確に争点整理手続が進行していくケースも多いですが、期日間に主張書面と証拠が提出されたことを確認するだけで終了してしまうような場合もあります。

このような進行になるのは、裁判官に問題がある場合もないわけではありませんが、多くの場合、①弁護士が準備書面の提出期限を守らずに期日直前に提出すること(期日直前に提出されるために相手方代理人が内容を検討できないままに出頭せざるを得ないこと)、②弁論準備期日で口頭議論を求めても、「追って書面で主張します」と述べて口頭議論を回避することに要因があるのではないかと考えています。

これは、①弁護士が依頼者を抱えており、あまり不用意に不確実なことはいえないという心理的拘束があること、②争点整理での発言が後に提出される証拠と違ってした場合に相手方代理人に不利に援用される可能性もあり慎重な対応にならざるを得ないこと、③ボスが期日に出頭せずにアソシエイトだけの判断で発言できないこと、④確信なく発言した内容が裁判官の心証形成に利用されてしまうことについての危惧と懸念があることなどに要因があるようです。

2 口頭議論の機会が最大のチャンス

口頭議論の場が与えられたとすれば、それを有利に使うことは、大きなチャンスです。争点整理手続での口頭議論を通じて、事案に対する見方を裁判所と共有していくことが可能になります。依頼者利益の最大化を試みる弁護士にとって、そのような機会を逸することは避けなければなりません。争点整理での口頭議論の活性化が議論されているのは、弁護士にとってあ

る意味大きなチャンスです。そのためには、初動から要件事実論的分析を行って事案を立体的・多角的に見る中で、裁判官から何時議論を求められても十全な対応ができる準備をしておく必要があります。また、裁判官が事案の全体像を把握していないと思ったら、大仰な形でのプレゼンでなくても、こちらから議論を仕掛けて、事案の見方を積極的に伝える努力は適時にしていっての方が良いでしょう。これについて聴く耳は持っているはずです。

3 訴訟における「プレゼン」の機会について

争点整理での口頭議論を超えて、本当のプレゼンをするケースもあります。私の経験で申し上げますと、システム関連訴訟の初期段階でパワーポイントを使って行ったことがあります。各当事者がそれぞれ60分くらいの手持ち時間で、どのような不具合があるのか、その不具合は致命的なのかという点をめぐって、視覚的効果を狙って説明したケースがあります。このような一覧性や現場性が重要となるケースでは、今後、プレゼンが有効になるケースもあるかもしれません。

門口 正人 弁護士

最近では、口頭による弁論が重視される傾向があるといえます。おそらく双方向コミュニケーションによって事件を把握することを目指しているのでしょう。たしかに、今までの裁判では、書面を受け取って訴訟外でそれをじっくり読んで検討するというパターンでしたが、集中審理の精神もあって次第にその場その場で互いの理解を確認しながら主張を詰めていく方に向かっていると思います。そのためには、準備書面の提出でもって作業が終わったと考えずに、普段から口頭に

よる説明を心掛け、そして、裁判官の問いかけに臨機応変に対処することができるように準備しておくことが必要です。最近の若い弁護士の方々は、プレゼンテーションが上手とうかがいますが、一般的には、日本語の通性と訓練の機会の不足から、まだまだ工夫努力の余地があると思います。

もっとも、口頭によるプレゼンテーションあるいはディベート型の口頭弁論について根強い批判もあります。例えば、専門訴訟において基礎的知識がないままに行われたり、争点があいまいなままに進められたりすることがあると指摘されていますが、これでは審理が混乱

するばかりというわけです。したがって、プレゼンテーションが効果を発揮するためには、その前提として目的が共有され、説明すべき対象事項が限定されて行われることが必要です。

具体的な例をお出しできませんが、文章で容易に理解できなかったことが頭にスーッと入った経験や一方的に思い込んでいたことが修正されたという経験があります。口頭によるプレゼンテーションは、何よりも、裁判所に直接訴える機会であり、説明したいことを裁判所の頭にストレートに入れる絶好の機会ですから、大いに活用したいものです。

5. 証拠説明書の利用について

(裁判所において、証拠説明書はどの程度活用され、どの程度重視されているのか。また、立証趣旨はどれくらい書き込むべきものか。)

鈴木 道夫 会員

1 証拠説明書提出のルール

冒頭の講演で申し上げたとおり、現行民訴法は、適時提出主義を採用していますから、主張に沿う証拠は適時に提出することが基本です。その上で、文書を提出して書証の申出をするときは、同時に証拠説明書を提出しなければなりません。文書があるのに、主張だけで証拠を提出しなかったり、証拠だけ提出して証拠説明書を提出しなかったりすることはルール違反です。

読み手である裁判官は、書面検討の際、主張事実と整合する証拠、又は矛盾する証拠がどの程度あるのかに関心をもって検討していますので、証拠との関係が曖昧な主張は、読み手を不安にさせます。その意味で、上記の民訴法のルールを遵守することは最低限の要請です。

2 証拠説明書の「作成者」の記載について

証拠説明書には、証拠の標目、作成者、作成日を正確に記載して、「何時、誰が作成した、どのような

文書であるか」を明示します。基本中の基本のはずであるのに、作成者が法的に整理されていないケースを多く見かけます。文書は特定人の思想が表現されていることが本質的要素です。換言すれば、文書という証拠方法の証拠資料は作成者の思想内容です。したがって、そこに表現されているものが誰の思想内容であるかを確定することは不可欠です。それなのに、平然と作成者不明と書いて文書を提出してくる代理人もいます。また、作成者とは、当該文書に表示されている思想内容を保持表明している者であり、物理的に当該文書を形成した者を意味するものではありません。この違いを理解していない場合も散見します。まずは、法的に正しく「作成者」を記載することが必要です。

3 証拠説明書の「立証趣旨」の記載について

冒頭の講演で申し上げたとおり、立証趣旨は、証明すべき事実と証拠との関係です。当該証拠からどのような事実がわかるのかについて、的確にバランス良く記載することが求められています。したがって、立証趣旨の欄には、証拠の概括的説明とそれによって証明すべき事実を具体的に記載することが必要です。この

2つの点を記載すれば、関係性は自ずと明らかになることが多いですが、それだけでは関係性が明瞭でない場合には補足的な説明を追記することになります。

以上のとおり、記載するのは、証明すべき事実ですから、法的効果のレベルまで抽象化して記載することは証拠説明書の趣旨に反します。それにもかかわらず、実務上、立証趣旨に無意味な記述が多いことも事実です。例えば、契約書のドラフト段階での修正の過程が問題となっているケースで、ドラフトが書証として提出されたとすると、立証趣旨には、「このドラフトの何条には、この段階でこのような記載があること」が立証趣旨のはずです。それなのに、「契約書のドラフト」とだけ記載されているような場合があります。これでは、立証趣旨として意味をなしません。証拠の標目と変わりが無い。あるいは、契約締結上の過失が問題となっているケースで、契約書案を提出して「熟度」に関する一つの評価根拠事実として主張するとします。主張の内容からして、契約書のドラフトに過ぎないことには争いがないのに、立証趣旨の欄を見ると、「契約の成立」と記載されているような外的なものにも遭遇します。裁判官にアピールするチャンスを自ら失っているわけです。

他方で、裁判官は、証拠本体には当たりますので（証拠本体に、該当部分をラインマーカーでハイライトすることの是非が議論されたこともあります）、多忙な裁判官を考慮して、そのような示し方自体は、許されるし、推奨しても良いと個人的には思っています。もちろん、その場合、証拠説明書でその旨指摘するこ

とは当然です）、過度に詳細に立証趣旨を記載する必要はありません。

門口 正人 弁護士

証拠説明書は、規則によって、証明すべき事実と証拠との関係を具体的に明示するものとして求められています。

証拠説明書については、以前に増して、重要視されているのではないのでしょうか。裁判所のマネジメントの意識も高まり、当事者のベストエビデンスの考えも浸透してきていることから、証拠の採否において、証拠の関連性なり必要性がより重視されてきています。当事者にとっても、証拠説明書の作成に意を用いることをしていますと、自ずから証拠の選別にも努めることになります。

立証趣旨の記載に当たっては、証拠に応じて厚みを加減すべきです。書証の性質からして、その趣旨を説明するまでもないような場合は簡略でよいでしょうが、文書の内容から誤読のおそれがあったり、争点とどう結びつくか分かりにくいような場合には詳しく記載することが求められるでしょう。作成された経緯なども記載しておいた方がよい場合もあるでしょう。もちろん相手方の防御権にも配慮しておく必要があります。立証趣旨の記載も本証となる場合と反証となる場合とは自ずから異なってきますので、そのことを明記しておくことも必要でしょう。

6. 尋問技術のポイント

（心証が覆った例ではどのような尋問技術がポイントになったのか）

鈴木 道夫 会員

1 集中証拠調べの目的に則した尋問を行うこと

争点整理手続は、言うまでもなく、集中証拠調べと連携して構想されています。整理された争点と証拠を前提に、人証調べにおける最適な証人と当事者本人を選択し、その証人等を一堂に集めて、限られた時

間の中で、集中的に尋問を行うことが集中証拠調べのモデルです（民事訴訟法182条）。したがって、集中証拠調べにおける尋問では、この目的にあった事前準備と尋問技術が求められています。今でも、争点と無関係な事実や争いのない事実を長い時間をかけて尋問しているケースがありますが、貴重な時間を浪費する有害な尋問です。

集中証拠調べの目的に則した尋問を行うためには、要件事実論的分析が不可欠です。人証調べの段階では、それまでに確定した争点を前提に、要件事実論的分析に基づき、どの事実を証言として引き出して証拠化するのか、先方が主張する事実のうちどの事実を減殺するのか、先方に有利な証拠の実質的証拠力を減殺するためにどのような補助事実を尋問で証拠化するのかなどを検討して臨むことが必要不可欠であり、戦略なく闇雲に語らせるだけではおおよそ意味がないことを再確認すべきです。テクニックを論ずる前に、良い尋問と事前の要件事実論的分析は表裏一体の関係にあることを銘記すべきです。

2 主尋問での戦略的目標について

陳述書を提出していることを前提に主尋問を行いますので、まずは、陳述書を緻密に、かつ戦略的に準備することが大事です。陳述書を反対尋問までを想定して、しっかりと準備することで尋問準備の大半は終わると言っても過言ではありません。その上で、主尋問では、陳述書で代替できるような尋問はしないことが肝要です。限られた時間内で、メリハリを付けて重要な争点についての当方の考え方や証拠構造が明確に裁判官に伝わるように工夫することがポイントになります。その際、確実に相手方が聞く不利な事情やストーリーを語る上で避けられない有利ではない事情は予めその中に盛り込むことを検討します。その振り分けが、主尋問の良否を分けるポイントになります。

3 反対尋問の目的と技術

主尋問で質問したことを全部順番に聞いていく「カーペットボミング方式」の尋問は最悪と言っていいで

しょう。有害であって無益です。大野正男先生は、東京弁護士会研修叢書13「もっとも効果的な反対尋問」の「反対尋問の技術について」の中で、このカーペットボミング方式について、「時間ばかりかかりますし、それからこれが有害であるのは、まずその相手方が言ったことを固めると同時に法廷が退屈するからです」と述べています。

反対尋問では、優先順位をつけて、事件の核心に直ちに切り込むべきです。要件事実論的分析を経て反対尋問に臨んでいけば、主尋問のどこを無視して良いか、どこが核心部分であるかを秩序立てて理解することが自ずとできるはずです。裁判官も同じ視点で主尋問を聞いていますから、その結果、メリハリの効いた、裁判官を退屈させない尋問が実現できることになります。

今でも、自分の意見を押しつける質問、論争を仕掛ける質問が多いです。しかし、敵性証人に評価を聞いても多くの場合意味がありません。少なくとも、聞き手の裁判官には、ほとんどインパクトがないと言っていいでしょう。反対尋問では、一発逆転の劇的な展開を求めるようなことを目標に置いてはなりません。着実かつ冷静に自己に有利な事実の存在を一つ一つ丁寧に裁判官に印象づけるようにすることが大事です。換言すれば、そのように積み重ねた先にしか劇的な展開は望めないと思っていた方が良いでしょう。

一般に、反対尋問の目的として、①主尋問で意図的に隠された事実や述べられなかった事実を引き出し、又は表現が不正確な場合にそれを修正すること、②他の証人の有利な証言その他の証拠を補強する事実を引き出すこと、③証言の信用力を失わせること、④主尋問の証言の誤りを明らかにすることが挙げられます。もちろん、③、④の目的を達成することが望ましいことは事実です。しかし、そこだけを目標にすると尋問が荒くなります。弾劾証拠を持たない中では、①、②の目的を実現して証言の証明力を多少でも減殺させることができれば十分に反対尋問の効果があったことになるので、その点を意識しながら着実に準備することが大事なのです。

門口 正人 弁護士

尋問の場面でも大事なことは、主尋問、反対尋問を問わず、裁判所の反応を見極めながら行うことです。尋問方法が、心証の形成にも影響があります。

尋問技術として気になるところは、えてして追い込み過ぎること、自己満足に陥ることです。このような尋問は、相手方代理人はもちろん、裁判官もおそらく良い心持がしないでしょう。してやっつかりの質問で証人や本人を困ったという状態に追い込んで満足するのはいかがかと思います。戦術として、証人をあえて怒らせたり、感情を害することを狙ったりすることがありますが、好ましく映りません。侮蔑的な質問や困惑させる質問などを控えなければならないことは当然です。人格攻撃は裁判所の眼にも醜く映ります。

主尋問は、多くの場合は陳述書が提出されていますので、それをなぞるだけでは印象を深くしません。枝葉は陳述書に譲り、ポイントのみを浮き彫りにさせたいものです。裁判所に強い印象を与えるためには、証人あるいは本人に具体的に自信をもって語らせること

が大事です。時系列で尋ねることが普通ですが、それではなかなか核心に至らない場合があります。思い切って争点の結論部分から尋ねることがあってもよいでしょう。

反対尋問では、証言の信用性を覆すために、矛盾点や不合理な点を浮き彫りにさせることです。そのためには、周辺を固めさせうえて、書証や客観的証拠で矛盾点を突きます。注意を要するのは、深追いをすれば、かえって矛盾点を整合させる機会を与えることにもなるということです。もう一つ挙げれば、反対尋問ではともすれば言い合いになりますが、議論ではなく事実を持って語らせるような工夫が必要です。一つの反対尋問で主尋問のすべてが覆ることがあります。例えば日時の点で決定的な過ちがあったとき、書面の体裁からありえないことが指摘されたときなどです。証言は、動かない事実の前ではきわめて弱いということですね。

ともすれば、忘れがちになるのが、尋問時間です。尋問時間は、あらかじめ裁判所との約束でもありますから、守らないことは良い印象を与えませんので、注意を要します。

7. 和解におけるサイン

(裁判官による「この和解交渉が決裂した場合には敗訴するぞ」というサインの出し方は信じるべきか)

鈴木 道夫 会員

1 和解における心証開示

裁判官でないので明言はできないわけですが、和解における心証開示で、実際の心証と異なる事実を開示して、和解を誘導するというようなケースはほとんどないと思って良いと思います。実務上問題なのは、心証を明示しない中で、一定の方向に和解をすすめる場合にどのように対処するかということだと思います。そこは、マニュアルのない職人の世界で、言葉に

することは難しいのですが、発問や議論を通じて、その態度や言葉から心証の内容やその確信の程度を推し量りながら、和解の是非を依頼者とともに検討していくということになるのではないかと思います。なお、裁判官の中には、心証がはっきりしないと和解勧告ができないと思っている人も意外に多いのではないかと思います。しかし、あくまでも私見ですが、そのような事案こそ和解相当事案であることが多いので、和解による解決の規範を別途提示しながら裁判官が和解による解決を創造的に導いていくことを期待したいと思っています。

2 和解勧試の時期

代理人として和解相当事案と考えているのに、和解勧試がされない場合に、当事者から積極的に和解を希望するかどうかについて迷うケースがあります。裁判所や相手方に弱みを見せることへの抵抗感があるという人もいます。しかし、私自身は、「事案に即した合理的な内容であることが当然の前提であるが、和解協議による解決もないわけではないと考えているので、しかるべき時期に和解勧告をして頂いても構わない」と述べて、事案に対する代理人の見方を早い段階で裁判所と共有した方が良いのではないかと考えています。

門口 正人 弁護士

和解の勧告あるいは示唆は、通常は、争点が固まった段階、さらには証拠調べが終了して心証が固まった段階になります。極端な場合として第1回期日に勧告されることもあります。言い分を尽くすことによって当事者が意固地になったり、勝手な見立てをして右往左往しているような場合に考えられます。

さて、裁判所から、和解のサインを出すのは、いろいろの理由があると思います。例えば、事案の落ち着

きからみて双方の痛み分けを要するとか、他に関連の争いがあることがうかがえるときに一挙に解決することが望ましいとかが考えられますし、そのほか証拠の偏在による結果の不都合を回避すべきであると考え場合や当事者の支払能力や支払の見込みなどを考慮してする場合もあります。かつて和解裁判官と揶揄されたことがありますが、判決を回避するためだけの理由で和解を示唆するということはないのではないのでしょうか。

和解のサインがあれば、おそらく相応の理由があると思いますので、応じて差し支えないでしょう。応じることが困難なときは、裁判官に率直にその理由を聞き、その上で応じたい訳を述べるのが良いのではないのでしょうか。

和解のサインを信じるべきかどうかの質問を受けますが、裁判官が和解に際して偽りを述べることはないといっていよいでしょう。ただ和解手続がコンサル的機能があるように、当事者双方の気持ちを和らげたり、説得の技法として心証から離れたことを伝えることはあります。和解において提示される心証は当てにならないといわれるのはこのためです。このような場合には、裁判所側もその旨の留保をつけるのが普通だと思いますので、裁判所の意図が不明であったり疑義が感じられますと、率直に質してもよいと思います。





作家

片岡 義男^{さん}

小説家、翻訳家、エッセイスト、写真家など多くの顔を持つ片岡義男さんに、幼少時代から大学進学、そして小説家としてのデビューから現在までのことを、現在もよく執筆活動に利用されているという都内の喫茶店で珈琲を片手にお話を伺いました。

聞き手・構成：高橋 辰三

——最初に文章にかかわるお仕事をされたのはいつでしょうか。

21歳ぐらいです。大学生のとき。翻訳でした。

——ご自身で興味があって、お仕事を探されたのですか。

暇そうに見えたのですよ。そんなに暇なら翻訳でもやってみないかと言われてやったんです。今でいうとアルバイトです。

——どなたか出版社でお知り合いがいたのですか。

はい。『マンハント』という雑誌で活躍をしていた先輩に小鷹信光さんという人がいて。ハードボイルドの研究家です。

——英語は当時からできたのですか。

はい。翻訳の場合は英語の問題よりも日本語の問題なんですね。そのころの僕が身に付けていた日本語の能力で翻訳をするわけですから。英語で読んで理解するでしょう。その理解を日本語で書かなければいけない。そうすると、僕の日本語の能力が試されるわけです。

——翻訳で参考にされたとか、勉強をしたというような書籍はありますか。

何もないです。

——それまで日本の小説を読まれたことはありますか。

読んだことないです。

——大学で法学部に進まれた理由はありますか。

大学受験がいきなりあるわけではなくて、生まれたときからずっとつながっているんです。18歳ぐらいになるとだいたい決まっているんです、人の傾向というか、人

となりというか、雰囲気というか。高校の先生の中に「君は早稲田だよ」と即座に言った人が何人かいて。大人を信じる以外なかったの、僕は早稲田なんだろうと思って。一番僕に似合いそうな学部の名前が、第一法学部だったんです。

——法律の授業があったと思うのですが、好きな分野はありましたか。

ないです。

——ご興味なかったですか。

残念ながら。要するに4年間という時間を稼いだけです。4年間って非常に貴重なんですよ。高校を卒業して、そのまんま世の中に出るわけにいかないんです。弱虫だから。

——弱虫とは？

全然だめなんです。居場所がないんです。いわゆる社会人、世の中の人になるのに、もうちょっと余裕、つまり4年間の猶予が欲しいんです。その猶予を大学へ行って手に入れたわけです。

——大学3年目のときに、翻訳のアルバイトを最初してみても、どのような感想を？

片っ端から直されるだろうと思った。ところが、全然直されないんですよ。あれでいいと言うんです。

——片岡先生が書かれた翻訳文は、変わったところや珍しい特徴はあったのでしょうか。

珍しくないです。英語の原文は読めば分かるようにできているので。それを同じような日本語にすればいいだけだから。日本語の能力がないとできないわけです。

——最初の翻訳はどういった本だったのでしょうか。

アメリカのミステリー小説、短編です。「ザ・ダブルス (The Doubles)」。「そっくりそのまま」というタイトルになっていましたね。この邦訳は編集部が付けたものです。もう1人自分とそっくりな男がいる話ですよ。

——その翻訳は苦勞されましたか。

していないです。自分の日本語で書き直せばいいので、そうしただけです。片っ端から直されるだろうと思っていました。たくさん直されたら、もうやめようと思ったんです。

——次の仕事の依頼というのはどんどん来たわけですか。

そうです。翻訳をやると同時に、同じ雑誌にエッセイというか、漫文、つまり一人漫才のような文章を連載していたと思います。

——当時、テディ片岡名義だったのですか。

そうです。

——テディというのは昔からあだ名だったのですか。

いえ、サリンジャーの短編に「テディ」というのがあ
るんです。『ナイン・ストーリーズ』という短編集があ
って、その中に「テディ」という題名の一篇があって。
編集者と会ってペンネームを決めなくてはいけない日に、
そのペーパーバックを持っていたんです。喫茶店で待ち
合わせていましたが、ちょっと早く着いたので、コーヒ
ーを飲みながらペーパーバックを見ていたんです。そう
したら、テディって出ているから、これでいいと思って。

——神保町の喫茶店が作品によくでてきますが、仕事場
というか、仕事をするのは神保町周辺が多かったのですか。

はい。大学生だった当時は、とりあえず学校に行き
ました。早稲田のビリヤード場の壁に都電の路線図が
貼ってあり、それを見ていたら、早稲田の関口町から
都電で乗り換えなしで神保町へ行けるということが
分かったんです。

——片岡先生の中で喫茶店をはしごしながら書かれ
る青年の姿が書かれていますけれども、それは片岡先生自身
の当時の姿ですか。

そうですね。

——それ以外の場所で書かれるということもあったのですか。
ないです。ほとんど喫茶店です。

——今現在の執筆も喫茶店でされることは多いですか。
今もここで書くことは多いですよ。

——まさにこの席なんですね。

いいですよ。1日、そうですね……30枚ぐらい書ける

かな。普通の短編の半分ぐらい書けます。だから、2日
あれば短編が1つできるんです。

——片岡先生は、今も書き下ろし小説を毎年出されてい
ますけど、執筆スピードの変化はありますか。

あまり変化していないです。ただ、ストーリーに使える
なという判断の仕方が年齢とともに柔軟になってくる
かなということはあるですね。年とともに使えるものが
増えるんです。

——作品にしようという着想は、現実の生活の中で何か
見たものからの影響というのは当然あると思うのですが、
それをそのまま使うのか、頭の中で組み立てるとか、想像
するという部分が多いのですか。

作る方が多いですね。現実を映すということはしな
いんです。現実がヒントになっていたり、現実の断片が
中に出てきたりはしますけれども、きっと頭の中で作っ
ています。

——片岡先生が20代から30代にかけて、特に翻訳の仕
事から小説を書き始めるまでの期間というのは、ご自身の
作家人生にとって重要な時間……。

重要ですね。

——その頃というのは葛藤とか苦悩はあったのでしょうか。

ないんです。とにかく忙しかったです。最初は、21歳。
それから小説を書いたのが34歳ぐらいです。文章を書
き始めてから小説を書くまでに10年以上かかったんで
す。だけど、自分にとっては、30代半ばというのは小説
を書くのにちょうどいいんです。20代でデビューとか、
そういうのはできないし。

——毎日のように翻訳等、出版の関係の仕事をされてい
なかで、34歳のとき最初に書いた小説が『白い波の荒野へ』
ですね。

『野性時代』という雑誌が創刊されるんです。創刊
によせて、そこに書けて。

——現在もエッセイ、コラム、映画評論等、本当にジャ
ンルを問わず文章を書かれていますね。

小説を書く以前は、漫画の原作もやりました。いわ
ゆる原案です。

——片岡先生の中で女性漫画家が登場する作品もあり
ますね。そのあたりもご自身の過去の体験からですか。
そうです。

——片岡先生は小説の中で主人公なり、登場人物がシャツ
はこういうのを着ている、靴はこうでパンツはこうだとい
うような描写がかなり細かくされています。服装というのは、

作品においてそこまでの描写が必要であるという観点から書かれているのでしょうか。

程よいリアリズムで書こうとすると、服は多少書かないといけない。何を着ているかは問題でしょう。

——町の路地とかお店の間取りというんですか。そういう描写もかなり詳細にされていますが、どこまで詳細に書くかというのは決めていらっしゃるんですか。

決めていないです。例えば、どこから書き始めるか、というのが重要なんです。喫茶店で待ち合わせている男性がどこから歩いてくるか。駅から歩いてくるのか、それとも交差点を渡ったところか、どこから始まるのかによるわけです。駅から歩いてくるんだったら、その歩いてくる道順を書かなければいけないし。

——1つの短編小説を書き始める段階で、これはこの場面面で終わりにしようとか、始まりはここから書き始めようといったことは決めていますか。

何となく決まっています。

——作品には、短編小説が多いのですが、個人的な好みがあるのでしょうか。

それもあるかもしれないですね。すぐ読めるでしょう。すぐ読めるということはすぐ書けるということです。

——片岡先生の作品は、特徴的なタイトルがまず目に入ってきます。タイトルは書く段階で決めているのですか。

だいたい決まっています。企画段階で決めます。タイトルなしで書くときもあります。

——キャッチーなタイトルの作品がいくつもあるんですが、例えば、『ミッキーは谷中で六時三十分』は、どういう話なのかと思いつながりを読み進めて行くと。

ミッキーが6時30分でこうなるわけですよ（両腕で時計の針が6時30分になるときの向きを示す）。

——ミッキーの腕時計が。

6時半でこうになってしまう。顔はハッと笑っているわけ。これ、おかしいですよ。

——谷中もそうですが、片岡先生の作品の中で電車と駅というのは重要な場所ですね。

ええ、そうです。東京の物語ですから、東京は電車の町なんです。電車が何本もあって、ものすごくたくさん走っている。電車に乗っていれば、ほとんどどこへでも行けるんです。電車を書いているだけで一生小説が書けると思います。

——片岡先生が思い入れのある路線はありますか。

あまりないですね。要するに、消えていくわけだから。

——消えていくとは？

30年前の電車はもうないですよ。例えば、僕が知っている小田急線の電車は2両連結でした。乗客が勝手にドアを手で開けられたんです。

——当時は混んでいましたか。

混んでいません。1年後にはドアが自動になっていたかな。

——自分もそうなのですが、片岡作品に出てくるこの喫茶店はどこなんだろうと、それらしき店に行ってみるファンも多いと思います。2018年に出された『珈琲が呼ぶ』では、その舞台について種明かししている喫茶店もありました。物語に出てくる喫茶店のモデルは実在するのでしょうか。

あります。物語にその喫茶店がある程度ふさわしければ、僕自身が作る必要はなくて、その店の通りに書けばいいだけです。

——片岡作品には切り離せない要素として、衣食住というのがどの小説でも意識されていると感じますが、片岡先生自身は生活で気を付けていることとか、仕事以外で好んでいることは何かありますか。

ないです。うんちくみたいなものはあんまり好きじゃないんです。服も下級兵士の生活のようなものが一番好きなんです。着るものが決まっているじゃないですか。順番に置いてあるので、順番に着ていけばいいんです。日本は季節があるから、季節ごとに変えなくてはいけないのが面倒です。

——21歳から現在までで仕事や生活のスタイルで、変わったことはありますか。

何もないです。あればいいんだけどね。転換や大きな節目がなにもない。

——子供のころ岩国で過ごされたと聞きました。

疎開したんです。5歳かな。

——疎開時代の思い出はありますか。

疎開しなければ、ずっと東京にいたんです。自宅の周辺は爆撃からは逃れて無事だった。でも、ずっと東京にいたら、だめだったと思うね。

——だめというのは？

だめな人になっていたのはたしかです。

——なぜですか。

よく分からないけれど、自然とのつきあいの経験が大きいかな。子供だから余計に自然を感じるんですよ。遊び道具なんてないから、遊びたければ家の外へ遊びに行くしかなくて。家の外にあるのは自然だけです。

—— 今、戦時中なんだ、と「戦争」を感じることはありましたか。

ほんのちょっと知っているだけです。

—— 原子爆弾が爆発したきのこ雲を見たというのを読んだことがあります。

見えています。あの日、外で遊んで帰るときに歩いていると、東の向こうへちょうど海と陸の境目あたりに見たことないような雲が立っていた。黒い雲が細く長く伸びていて、その上にきのこ雲です。

—— 音は聞こえましたか。

音は聞こえません。爆弾が落ちたときの閃光を後ろから受け止めました。

—— 閃光を見たのはどういうシチュエーションだったのですか。

きれいな夏の日なんです。誰も歩いていなくて。きれいな日差しの日なんです。本当に夏の日。それでそこに原子爆弾の光が重なった。妙に不吉な黄色い光です。

—— 戦争の関係で攻撃を受けたというのは分かりましたか。

誰かが後ろから懐中電灯を照らしたんだと思いました。後ろを見たら、誰もいなくて。

—— 著作『コーヒーにドーナツ盤、黒いニットのタイ。』で、当時、喫茶店でかかっていた音楽とか、ラジオでかかっていた曲について書かれていますが、片岡先生自身、洋楽、邦楽問わず、昔からお好きだったのでしょうか。

好きですね。

—— かなり多分野にわたってお詳しいですね。

いろいろな音楽があるけれど、僕が作っているわけではないから。しかも、昔は町を歩いていると音楽が聴こえたんですよ。なぜあんなに聴こえたのか謎だったんですけど。要するに店の軒先に広告のスピーカーがあって、そこからラジオが流れていたんです。

—— 歌謡曲に関してもお詳しいですね。

歌謡曲には違和感がありました。

—— 違和感というのはどういう違和感ですか。

岩国にいる子供のころ、しょっちゅう歌謡曲が聴こえてくる。なぜ聴こえてくるのかというと、ラジオからです。ある日、一日を境に戦後になったんです。戦後になると歌謡曲なんです。歌謡曲はどういうものかという、若い女と若い男性が会って、恋をして、一緒になって家庭をつくって、明るい未来を目指して歩んでいくって、そういう歌なんです。

—— それが戦時中の放送とまったく違う。まったく違う。

—— そこに違和感を覚えたということなんですね。

それと、歌手が「青春の何とかパラダイス」って歌っていると、譜割りが不自然だと、聴く方も子供だから「パラダ」という「椅子」かと思ってしまう。そういう違和感もありました。

—— 日本人は英語がなかなかうまくならないと言われていますが、アドバイスはありますか。

教える方が教えるプロでなければいけない。うまく教えられる人。何でも知っている修羅場を見ている人が教える。学ぶ方は差し迫った必要がないとだめなんです。その2つが重ならないと。

—— 東京の風景を写した『東京を撮る』とか『東京を記憶する』等、写真集も相当数出されていますね。

十冊以上あります。

—— 東京の景色で惹かれるところはどこですか。

いろいろな言い方ができるんですけど、写真機を持ってある日東京を歩けば、景色がいくらでも撮れるんです。普通、人々が見たがらない景色が。

—— 『東京を撮る』を初めて見させていただいたのですが、片岡先生は、近年若い人がスマートフォンで撮ってInstagramにあげている「日常」の写真撮影を先駆けてやっているという印象を持ちました。写真集を出すという目的を持たずに撮られていた写真も多いのですか。

いえ、撮るからには人に見せようと思って撮ります。人に見せるための一番簡単な方法は写真集を作って本にすることだなと。

—— 片岡先生が先ほど言われた、東京の景色、つまり、普通、人々が見たがらない景色と表現されるのはどういうものなのでしょうか。

時間と人の手がかかった景色です。できたばかりの景色ではない。

—— そこに魅力を感じて？

魅力がある。そういうものはやがてなくなっちゃうんです。ある日。

プロフィール かたおか・よしお

1939年東京都生まれ。1974年に『白い波の荒野へ』で作家としてデビュー。翌年発表した『スローなプギにしてくれ』で野性時代新人賞を受賞。近著に『コーヒーにドーナツ盤、黒いニットのタイ。』、『と、彼女は言った。』、『ジャックはここで飲んでいる。』、『珈琲が呼ぶ』など多数。

2019年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 谷 真人 (42期)

本年の東京弁護士会新年式は、2019（平成31）年1月11日午前10時30分からクレオで開催された。

1 安井規雄会長の挨拶

昨年は災害や虐待等の人権侵害という暗い話題も多かったが、今年はオリンピックの前の年であり、明るい話題もある。経済的にもよい方向で動きがあるだろう。東京弁護士会の会長として、弁護士の活動領域の拡大、若手会員に対するサポートを柱に活動してきた。また、「3つの守る」、①人権を守る、②平和を守る、③弁護士自治を守る、ということを中心に据えて、活動方針としてきた。今後もしばらくご支援・ご協力を御願ひしたい、という力強いご挨拶があった。

2 来賓の祝辞

各来賓からは、在会50年、寿齢80歳、90歳、永年勤続職員として表彰される方々と、第33回東京弁護士会人権賞の受賞者に対して、お祝いの言葉がそれぞれ述べられた。

(1) 菊地裕太郎日弁連会長からは、本年3月1日には臨時総会が予定されているが、貸与制世代に対する20万円の給付金の支払や、育児中の会費免除期間延長の問題が議論される予定である。きちんと議論したい。更に3月中に死刑廃止運動に関して、代替刑にどんなものが考えられるか、一応の方向性を出したい、等の挨拶があった。

(2) 来賓の木澤克之最高裁判事からは、最高裁判事として経験した宮中行事についての紹介があった。たとえば、新年祝賀の会は、皇族、衆参両院の議長、内閣総理大臣、最高裁長官を始めとする、国の重要な役職を務めている方が参加する宮中で最も格式のある儀式であり、また、新嘗祭においては夜に開催される「あかつきの儀」が特に印象的で、宮中の、電灯などない場所を焚火の明かりで歩くのは、幻想的な感じで陰陽道の世界のような感じとの紹介があった。

(3) 山下貴司法務大臣は公務のため金子修審議官が挨拶を代読された。昨年は弁護士会の皆様に、様々な被災者支援にご助力をいただいた。今年は京都コンgresまで1年なので、法務省としては、全員野球で直面する課題



安井会長の挨拶



在会50年表彰

に取り組んでいきたい。同じ法曹、仲間として人権擁護、社会正義の実現に尽くしていきたい、等の内容であった。

(4) 垣内正東京地裁所長からは、最近は複雑困難、専門性の高い事件が増加しているが、裁判所としては裁判のIT化に着手している。弁護士の皆様にも、ご協力を御願しいたい。裁判員裁判は今年で10周年となるが国民の理解協力と弁護人のご尽力で概ね順調に運用されているとの挨拶があった。

(5) 甲斐行夫東京地検検事正からは、一連の刑事訴訟法の改正も、取調べの録音録画を残すのみとなった。今後とも被害者支援に力をいれていきたい。弁護士と検察官は、立場は違っても、社会正義の実現という点は共通しているとの挨拶があった。

3 表彰

在会50年表彰では19人が、寿齢90歳表彰では3名が、寿齢80歳表彰では13人がそれぞれ出席された。被表彰者を代表してオロ千晴会員からは、自身も寿齢80歳となり3年前から会費が免除となったというユーモアある話から、昭和41年にご自身が入会された当時の弁護士会の役員選挙等のお話があった。

4 東京弁護士会人権賞

第33回東京弁護士会人権賞は、片山徒有氏（被害者と司法を考える会代表）と、永山こども基金（代表：大谷恭子会員）の2者が受賞した。

片山徒有氏は、1997年交通事故でご子息（片山隼君）を失った際に、検察庁からは不起訴の理由を教えて貰えなかったという経験を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じて、被害者支援活動に尽力した。また、更にこれを進めて、刑務所訪問等の再犯防止活動も実践している。

また大谷恭子会員は、1997年に死刑が執行された永山則夫元死刑囚が自分が書いた本の印税を、恵まれない子供たち、特にペルーの貧しい子供たちのために使ってほしいという遺志を継いで、ペルーの子供たちの自立を支援する機関に支援金を送付し、更に資金の補充のためのチャリティーコンサートの開催や、日本のフリースクールに対する支援等も行っている。

受賞した団体の各代表者の挨拶で、片山氏は死刑制度について触れ、犯罪被害者は人が不幸になること、更に人が死ぬことを望んではないと述べ、また大谷会員は、今回の受賞はきっと永山氏自身が一番喜んでに違いないと述べていた。いずれも感動的な内容であり、会場では涙をぬぐう方もいた。

5 新年祝賀会

引き続き開催された新年祝賀会には多数の会員が参加した。恒例の清酒（今年は秋田の地酒の出羽鶴）の鏡開きに始まり、最後は秋田徹常議員会議長の華やかな万歳三唱で閉会となった。



人権賞表彰



鏡開き



祝賀会の様子

会財政についてご意見をお聞かせください。

監事 大八木 葉子 (50 期)



監事の日常ですが、私達は、理事者会（毎週基本的に2回程度開催されます）、財務委員会、月例監査、常議員会などに出席し、理事者会では意見を述べるなどしています。年明けからは予算編成会議にも出席します。

ところで、会長や副会長と違い「監事」の仕事にはあまり馴染みがないかもしれません。

東京弁護士会会則第46条は「監事は、本会の財務を監査する」、第121条は「監事は、任期中の本会の収入及び支出の決算を監査し、定期総会で報告しなければならない」、東京弁護士会会計規則第48条は、1項で「会長は、…収支計算書及び財務諸表について、監事の監査を受けなければならない」、2項で「監事は、前項の監査結果についての意見書を提出しなければならない」と定めています。このよ

うに、監事の仕事の大きなものは当会の財務を監査、報告し、監事意見書を作成することです。毎年5月下旬の当会定期総会に先立ち「定期総会招集通知」という分厚い冊子が届きますが、そこに予決算の資料の他に監査報告及び監事意見書が掲載されています。今度の定期総会招集通知には、私達が作成する監査報告と監事意見書が掲載される予定です。

当会の収入の多くは会員の会費や負担金等であり、無駄な支出をなくすとともに、大切な財源を各事業の必要性に応じてバランスよく配分する必要があります。当会ウェブサイトの会員ページでも予決算や監事意見書を見ることができますので、会員の皆様には、是非会財政に関心を持っていただき、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

会財政は潤沢なのか、枯渇するのか

監事 黒崎 隆 (50 期)



当会の財政は健全なのでしょうか、潤沢なのか、枯渇する可能性があるのか、LIBRAの読者はどのようにお考えでしょうか。

監事に就任するまで特に当会財政についての十分な知識をもっていなかった私が言うのもおこがましいことは承知の上ですが、冒頭の問いに「え？」と思われた方は是非当会の予算、決算資料をまずは眺めていただいて財政について興味を持っていただきたいと思います。

社会構造が複雑化するなかで、制度のひずみや法の不備が様々な分野で生じています。当会はそのニーズに応じて委員会や対策本部等を数多く設置し、多くの会員及び会職員がその会務活動を支えています。これは弁護士会に託された社会的責任を全うするために意義のある活動であることは言うまでもありません。

しかし、このような当会の活動には当然財務的な裏付けが必要であるところ、当会の活動の範囲の広がりに応じて毎年支出も増えています。本年度財務シミュレーションを作成し検証した結果として、財務状況が決して潤沢ではないこと、事業費が毎年一定割合で増加することを前提とすると（増加率によっても異なりますが）数年後には財政が枯渇することが指摘されています。

このような状況で今年度は公設事務所の在り方PTで公設事務所への支援を制限的に行うことが議論されています。また、統合、廃止を含めた委員会及び対策本部等の予算の削減、箱ものからの脱却を含めた法律相談会計の健全化、人件費の削減などの施策の必要性が議論されています。

多くの会員の皆様に当会財務に関する問題点を理解していただいて議論していただきたいと思います。



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第87回 アジアにおける政治情勢の変化と憲法改正の立法事実の変化

憲法問題対策センター副委員長 津田 二郎 (57 期)

2018年は、憲法「改正」の立法事実をめぐる社会情勢が大きく変化しました。

いわゆる安全保障関連法の審議のときには、尖閣諸島や竹島の領有権をめぐる問題と絡めた「中国や韓国が攻めてくる」などとの論調があふれ、「北朝鮮からのミサイルに狙われている」などの問題提起も盛んにされました。国際関係が緊張していることを前提に「テロを未然に防ぐため」として、いわゆる共謀罪が成立しました。

安全保障関連法の審議のときも共謀罪の審議のときも、国会内外で世論を二分する議論が巻き起こりました。安全保障関連法の成立からはや3年、共謀罪の成立から1年が経過しました。

2018年4月に南北朝鮮の首脳会談が電撃的に開催され、紆余曲折を経てその後も続けて開催されています。9月には南北間で終戦宣言といわれる「9月平壤共同宣言」がなされました。この合意に基づき、南北国境付近の軍事施設は段階的に撤去されています。単純ではありませんが、南北朝鮮の緊張関係は、急速に緩和しているといっているでしょう。

一方日中関係はどうでしょう。財務省貿易統計によれば、日本の輸出相手国として中国は2000年ころから急速にシェアを伸ばし、2001年に米国に次ぐ輸出国シェア2位になり、2009年から2012年までは輸出国シェア1位（2010年の輸出シェア19.4%。13兆900億円）、2013年以降は2017年まで同2位（2017年の輸出シェア19.0%。14兆8800億円）でした。また日本の輸入相手国として中国は、1990年には米国に次ぐシェアを占め、2002年以降は毎年シェア1位で、2010年22.1%（13兆4100億円）、2017年24.5%（18兆4500億円）と、日本にはなくてはならない貿易相手国となっています。

ちなみに韓国も輸出国シェアは2002年以降2017年まで連続で3位、輸入国シェアは2015年以降2017年まで連続4位です。経済活動の上で中国も韓国もすでに日本にとってなくてはならない存在です。

2018年10月、安倍首相は7年ぶりに中国を公式訪問して、政治的相互信頼の醸成や海洋・安全保障分野における協力及び信頼醸成、経済分野等における実務協力の推進のほか北朝鮮情勢をはじめとする国際情勢について意思疎通を図ること等について合意しました。日中間においても急速に緊張感が緩和していることは、東アジアの安全保障をめぐる情勢にとっては朗報ですし、日本の経済活動にとっても朗報といえるでしょう。

このように、安全保障法制を議論している際には、まったく考えもつかなかったような、大きな変化が国際的に生まれています。もはや単純に「日本が他国から攻められる」ことを前提とするような政治情勢ではありません。

私は、憲法問題対策センターで憲法の諸問題を検討していますが、2018年に起こった激動の情勢の変化を目の当たりにして、まさに自分が歴史の中に身を置いていることを実感するのです。

そして、現状を変化しないものと考えずに、自分が激動の中に身を置いていると考えることが、変化を見通し、また変化を生み出す力となるのだなあ、と思い知らされます。

憲法「改正」論においては、9条をめぐる安全保障論も争点の一つとなりますが、緊張した東アジア情勢を前提とする立法事実に変化しています。私たちには、あらためて「改正」の必要性を検討し直すことが求められているのではないのでしょうか。

去る2018年8月19日に逝去された故高木新二郎会員（LIBRA2018年11月号に追悼記事）のご遺稿を、ご遺族のご了承を得て掲載いたします。

本稿は、「自由と正義」掲載に向けて書かれたものでしたが、原稿作成後のご逝去により本人による修正が不可能となったこと等から掲載には至らなかったものです。しかし、弁護士任官の第1号として任官に至る経緯や、弁護士を経験した裁判官としての裁判実務への所感、退官後のご活動など、会員にとっても有益な内容であることから、特別に本誌に掲載させていただくこととしました。

なお、以下のご遺稿は、明らかな誤字脱字など、最小限の修正のみにとどめたものであることをご了承ください。

LIBRA 編集会議

遺稿

1988年に弁護士から裁判官に任官した第1号 ——迷いに迷った半年間

高木 新二郎

（東京弁護士会所属弁護士，博士（法学））



「自由と正義」の連載「弁護士任官の窓」は2018年7月号で127回に及びましたが、2001年以降の任官者に限られ、それ以前の任官者に関するものではありません。2001年の日弁連と最高裁との「弁護士任官等に関する協議のとりまとめ」以降の任官者に限っているためでしょうが、1988年の「判事採用選考要領」により、弁護士会のバックアップなしに任官した10数名を加えて下さってもよろしいのではないのでしょうか。（01年以降の任官者が再登録した場合には元の番号が使われますが、私は元の8759は使えず27673とされております。無用な差別ではないのでしょうか）。

1 最高裁長官の年頭所感

全国紙の1988年元旦の朝刊に、当時の最高裁長官矢口洪一氏の年頭所感が掲載された。弁護士から裁判官任官を歓迎するという画期的なものであった。

かねてから法曹一元論を強く主張していた弁護士会の方針と符合し任官希望者が続出するものと期待したが、案に相違して弁護士会から表立った反応はなく、任官希望者が現れたと伺われる様子もなかった。

2 任官直前の私自身の状況

私自身は1963年登録の52歳で弁護士経験は25年に達し、安定した依頼者層も得て相応の収入もあり、勤務弁護士も1～2名という平均的弁護士であった。84年度の東京弁護士会監事、85年度の日弁連監事を務め、分相応に弁護士会活動にも参加していた。83年に東弁倒産法部を創設して事務局長となって部長に代わってその運営にあたり、後に部長となつてからは大阪の実務家と共に東西倒産実務研究会を組織したので、倒産再建事件の専門家のように受け取られていたが、倒産案件のために使う時間は3割位であり、弁護士としてはこれからという時期にあった。

3 任官を決意するまで

誰も手を挙げた様子はないので敢えて自ら志願することを考えた。放置すれば「法曹一元論」が観念論になってしまうことを怖れた。同期同クラスの畏友泉徳治君（後の最高裁判事）が最高裁民事局長をしておられたので、度々お訪ねして相談に乗っていただいたが、やはり私には向かないのではないかと断念する方向に傾きかけたが、88年6月中旬に当時の人事局長桜井文夫さん（後の東京高裁長官）からお呼び出しがあり、「いつまで迷っているのか、名古屋で任官する人が居るので明日発表するが、元裁判官なのでインパクトが足りない、任官するなら今日中に決めて欲しい」と決断を迫られた。一日の猶予を頂戴して、民事訴訟法学会や研究会で面識があった東京大学の新堂幸司、青山善充、一橋大学の竹下守夫、伊藤眞の各教授をお訪ねして、間もなく任官するが努力しても勤まらずに退官する可能性がある。その場合には弁護士に戻ることもできないので、どこかの大学教授にはめ込んでいただけないかとお願いしたところ、四先生とも快諾して背中を押して下さった。特に竹下先生は任官後も所長代行者に私の執務状況を聞いて下さるなどの気配りを続けて下さったようである。

4 任官後の破産部担当

不勉強な私には到底、キャリア裁判官に太刀打ちできる自信がなかったので、任官後は倒産部を担当させて下さるように条件を付けたつもりであった。88年10月に任官し、最初の半年間は東京高裁の武藤春光部長（後の広島高裁長官）の下で見習いをした後、89年4月から東京地裁民事20部（破産部）の部長代行になったが、バブル景気の絶頂期で案件が皆無に等しい状況であったために、東京地裁の頑な和議事件の実務を変えようとする野望は果たせず、同僚の裁判官と協議して「東京で和議が少ない理由」（NBL445号6頁）を公表して、今後は和議の保全処分を出しやすくして門戸を開放することを宣明した。

5 民事通常部での実務改革

任官前の約束にもかかわらず、当時の地裁民事部所長代行者から通常部の裁判長をやらなければ裁判官として一人前扱いはできないといわれて、一人前とは何を意味するかもわからないまま、90年4月から民事通常部の部総括になることを承知した。通常部の執務を始めてまず安堵した。殆どが事実認定の案件で理論的勉強を怠ってきたことが弱点にならないどころか、むしろ長年の弁護士経験が役に立つことが分かったからだが、それは間もなく不安に変わった。判決起案を始めたところ事実関係が不明な点多過ぎたことであった。しかし弁護士経験を積んだ私にとって不明な事実は、キャリア裁判官にとっては更に難問な筈で、弁護士任官者とキャリア裁判官との違いは、後者は当事者に向かって率直に「分からない」と言いにくいことであると思われた。そこで私は疑問点を両当事者に直截に納得のいくまで聞くことにした。そうすると各当事者があまり触れなくなかった事実（弱点）を浮き彫りにすることができ、事実認定に左程悩むことなく判決を書けるようになった。

そこで審理方針を改め、訴状、答弁書、準備書面、書証、人証申請の提出が終わったところで、双方当事者の主張要約案（当時の判決書の「事実の摘示」欄に相当）を作成して両当事者に送付し、当事者の修正意見をいれた主張要約書を完成させ、それを添付した口頭弁論調書に「双方の主張は別紙要約書のとおりである」と記載した（当事者には開示しなかったが「争点に対する判断」の部分も判る範囲で起案して「不明な部分」を特定しておいた）。その上で集中証拠調べを実施し、当事者双方が聞かなかった疑問点を補充尋問して解明した。その結果、人証調が終わって判事室に戻ると30分以内に判決書を完成させることができた（任官当初はワープロの持ち込みは禁止されたが、その頃は許されていた）。

弁護士時代は裁判官が執拗に不本意な和解を勧めるのに閉口していたので、例外的な場合を除いては、私からは和解を勧めることはなく、和解の希望があれ

ば担当書記官を通じて申出るように伝えていたが、和解成立率は東京地裁裁判官の平均であった25%を下回ったことはなかった。この審理方式は「私が実施した審理充実促進方策」(木川統一郎博士古稀記念『民事裁判の充実と促進(上)』477頁)として公表した。実行に先立ちこうした審理方式を実施することを東京地裁所長に報告したところ、地裁所長は同調する裁判長はいないかを問うてくれたが、時期尚早との意見が多数であったので私一人で実行に移した。

6 地裁特別部, 地家裁所長, 高裁部総括

民事通常部の部総括として3年勤務した後、民事執行部に移りバブル崩壊により激増した執行事件の処理とその体制作り(部員を100名に増員)に追われたが、2年目からは調停部を兼務した。調停部では当時激増した変額保険案件を処理し、更に増えつつあった建築工事とコンピューター関連の紛争解決のために、建築士の調停委員を大量増員しプログラマーの調停委員を採用した。

1995年に山形地家裁所長に転出した(同期の東京地裁部総括裁判官は既に全員転出しており私が最後であった)。97年に新潟地裁所長に異動になり、98年に高裁部総括として東京に戻った。地家裁所長は殆ど裁判実務をしない楽な仕事で通常は1年位で現場に復帰するが、私は3年も長居して楽をさせて貰った。東京に早く戻しても次のポストの先はなく、人事当局が処遇に困ったからではないかと思われるが憶測である。東京地裁、東京高裁を通じて報道、判例集、法律雑誌の対象になった数件の判決をした。その中には政治的な案件もあったが干渉を受けたことはなかった。

7 退官後の公的活動や弁護士活動など

11年6か月間裁判官に在職した後、定年半年前の2000年3月末に依願退官して弁護士に復帰したが、任官前の事務所は当時の勤務弁護士に既に譲ってあ

ったので戻らず、友人の事務所に好意で席を置かせて頂く一方で、獨協大学教授(法科大学院制度前の研究者専任教授、大学院兼任)となったが3年後に退職した。03年には中央大学法科大学院開設準備室教授となり、法科大学院発足により同特任教授となったが05年には定年退職した(後述の産業再生委員長と兼任)。

修習同期の友人の補佐として窮境に陥ったショッピング・マーケットの紛争解決を受任したが、米国のファンドが関わっており世の中が急激に変わったことを実感した。そこで渡米してファンド、コンサルタント、ターンアラウンド・ファーム、米国弁護士などを訪ねインタビューをして実情を調べて、裁判官在職中の情報遅れを取り戻した(調査結果は「企業再建実務の変化と会社更生法改正の問題点についての再検討」NBL698号14頁で発表した)。退官後に受任した案件はこの1件だけだった。00年10月下旬に協栄生命保険の保全管理人、続いて更生管財人を引き受けたが(現在でも負債総額最大と言われている)、01年3月末に更生事件が終結するのを待っていたかのように全銀協や金融庁等から持ち込まれた「私的整理に関するガイドライン」研究会の座長を引受けた。01年9月にガイドラインが出来ると、それを使用して不良債権処理と企業再建を行う案件10数件を「専門家アドバイザー」として引き受けて、私的整理による大企業再建の実績を作った。事業再生を更に進めるために、内閣府、経産省、金融庁、法務省などの関与の下で、03年に産業再生機構を設立して産業再生委員長に就任し、46の企業グループを再建したが、07年に法定期限よりも1年前倒しにして清算を結了させる一方で、経産省産業再生課など共に産業競争力強化法による「事業再生ADR」制度を創った。倒産手続によらない民間主導での事業再生のツールである。01年以降、全国倒産弁護士ネットワーク、事業再生研究機構、事業再生実務家協会など様々な組織を立ち上げたが、事業再生ADRの運営は事業再生実務家協会が担っており、私は手続実施者選定委員長として関与している。

07年の産業再生機構の清算終了後は、野村證券の顧問として勤務したが、かなり自由な身分であったし、複数の企業の社外役員も引き受けた。いずれも80歳を過ぎたのを機会に依願退職した。

同じく07年に内閣府の求めにより、第三セクターや地方中堅企業を再生させるための「地域力再生機構」準備委員長を一旦は引受けたが、三セクは総務省が解決に乗り出したので必要なくなり、全国的地銀・第二地銀を回って担当役員の意見を聴取したが、窮境企業の再建のための国の関与は不要との意見が大半であった。今昔の感がある。そこで事業再生は本来、国や官の関与ではなく民間主導で行うのが原則であるとの信念から辞任したので、その後の企業再生支援機構や地域経済活性化支援機構には関与していない。

2011年3月11日の東北大震災後、金融庁や全銀協などの関与の下に一般社団法人「個人債務者に関するガイドライン運営委員会」を作り委員長となり数名の弁護士とともに、仙台弁護士会等とも協議しつつ、目的家屋が損壊したが住宅ローンが残っている被災者の債務減免作業を精力的に行った。

8 国際的な活動

1978年にチャプター・イレブンの制度を含む画期的な米国連邦改正倒産法が立法されたことを知ったので、任官前の40歳代半ばから英語の勉強を再開し、数十回にわたって渡米して著名な研究者や実務家にインタビューをして研究を重ねたが（『米国新倒産法概説』商事法務84年、次いで『アメリカ連邦倒産法』商事法務96年、いずれも内容に不満な部分があったので絶版）、留学や在外勤務の経験はなく、涉外事件を受任したことは殆どなかったものの、IBA、INSOL International、International Insolvency Institute、UNCITRAL、World Bank、アジア開発銀行などの倒産再建関係の国際的な活動に参加していたし、任官後も継続したので今でも外国の知人は少なくない（在官中は外国へ旅行する都度、休暇を申請して許可を得なければならず厄介であったし、外国

旅行が多過ぎると批判されたが無視した。もとより費用は自己負担。また私的に参加した会議には公的国際機関による裁判官の会議もあったので、最高裁に対して公的な派遣を求めたこともあったが、予算の制約もあったと思われるが実現したのは僅かであった。現在では多くはないが公的な国際会議には公費で裁判官を派遣しているようである）。

退官後の2008年に中国と韓国の学者、裁判官、弁護士、会計士、コンサルタント、ファンド等とともに「東アジア倒産再建協会」を創立し今年で10周年になる。シンガポールのアジア・ビジネスロー研究所が始めたアジアの再建制度の調和統合を進めるプロジェクトにも、アドバイザリーボードのコアメンバーとして参加しており、今後も減退しつつある体力が許す限りは、国際的活動は続けるつもりである。

9 退官後の生活設計

地高裁裁判官の定年は65歳、簡裁判事の定年は70歳であるが（キャリア裁判官とは違って公証人になる道は限られるが、仮になったとしても70歳が定年）、寿命が伸びつつある現在では、更にその先10年間の生活を考えておかなければならない。在職期間が10年以内の短期間であることを予定していたのであれば格別だが、それより長い期間、裁判官に在職するのであれば、任官前のクライアントは戻って来ないことを前提に、退官後の生活設計を組む必要があり、そのことは弁護士任官者に限らず裁判官全員に共通の問題ではあるが（高裁長官には退官後は公的委員会委員長などの道があり得るが、それも70歳まで）、任官しないで弁護士を続けていれば入れ替わりはあっても、クライアントが続いていた可能性を自ら進んで放棄したことは否定できない。

私自身は、退官後は予想外の全く新しい道を歩めたのは望外の幸せであった。任官前後を通じて専門分野の研究を続けていたこと、響きを買いつつも国際的活動を続けたことなどが幸いした可能性がある。裁判官になっても自由人であり続けたいものである。

協力をお願いします！ 安否確認！

～防災グッズプレゼント当選者インタビュー～

東京弁護士会災害対策委員会

災害対策委員会副委員長 貞弘 貴史 (56 期)

当会では、2013 年度から、毎年 3 月と 9 月に会員の安否確認テストを行なっています。こちらは、災害時の安否確認がスムーズに行なわれるよう、年 2 回で協力をお願いしているものです。

平成 30 年 9 月の安否確認テストでは、ご協力頂いた方から抽選で 10 名の方に防災グッズをプレゼントするキャンペーンを行っており、当選された安藤武久会員に当委員会委員長である高岡委員長と貞弘担当副委員長が防災グッズをお届けしました。

—— 当選おめでとうございます。早速ですが、災害について何点か伺います。弁護士になった後に経験した災害の経験についてお話しください。

東日本大震災のときは事務所とは別の場所にいました。歩いて事務所に戻ったところ、事務所が入居しているビルはエレベーターも動いていたし、花瓶等も倒れていませんでした。このビルは当時できて 4～5 年くらいだったのですが、耐震がしっかりしていると思いましたね。ただ、その後自宅から妻に車で迎えに来てもらい、車で帰ったのですが、午後 10 時に事務所を出て、自宅に着いたのは午前 5 時でした。霞が関のインターチェンジにたどりつくだけでも 1～2 時間かかりましたね。

—— あのと、道路はとても混雑していましたからね。ところで、事務所の防災設備はどのようにしていますか？

5 人分の避難セットを準備しています。水や食料、カイロ、マスク、懐中電灯、手回しラジオ等一通りのものが揃っていますね。

—— 素晴らしい備えですね。本棚も耐震ストッパーがついていたり、防災の意識の高さが窺えます。ご自宅の方はどうですか。

自宅にも防災セットはありますが、災害が起きたときの待ち合わせ場所は決めていますね。

—— そうですか。是非今度ご家族で話し合ってください



防災グッズを受け取る安藤会員(右)

(笑)。ところで、東日本大震災のとき、お帰りが大変だったとお話しされてましたが、当会のサバイバルカードが新しくなり、東京都の災害時帰宅支援道路が記載されるようになったことはご存じですか？

仕事机の引き出しに置いていますが、非常に参考になります。特に道路はいい情報ですね。

—— ありがとうございます。弁護士会の安否確認テストについて、どう思いますか。

安否確認は、やはり、いざというときには大事なことだと思います。東日本大震災のとき、ちょうど事務所の若い女性の弁護士 2 名が遠方に仕事で出かけており、帰れなくなり、心配しました。自分は以前から安否確認訓練に協力していますが、その存在についての周知をもっと徹底した方が良いと思いますね。

—— ご期待にそえるよう、頑張ります (笑)。お忙しいところ、ありがとうございました。

今回当選された安藤会員は、原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員もされており、被災者のお気持ちをとても理解されていました。また、事務所の防災意識も高く、一回目にとても素晴らしい事務所を訪問させていただきました。防災グッズプレゼントキャンペーンは平成 31 年 3 月の安否確認テストでも行ないます。奮ってご参加ください！

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第30回 勉強会「弁護士の働き方を考える ～働き方改革の国内外諸事例から」報告

男女共同参画推進本部委員 辻 亜希子 (67 期)

1 はじめに

2018年11月27日、経済ジャーナリストの治部れんげ氏を講師にお招きし、弁護士の働き方に関する勉強会を実施した。治部氏は、経済記者時代や米国留学中の取材経験に加え、東京都の審議会委員や政府主催会議のアドバイザーとして政策提言を行っている経験や、ご自身の育児と仕事との両立経験も交え、大変興味深く具体的なお話を次々と語って下さった。



治部れんげ氏

2 国内の諸事例

まず紹介されたのは、従来「伝統的男性職場」とあるとされてきた建設、運輸業界である。人手不足と高齢化の問題で技能の継承が難しくなっているこれら技術系の分野では、女性も労働力として重視するようになり、十数年前には女性の採用がなかった職種への女性の進出が目立つようである。

次に、ある国内IT企業の例として、「退社時刻の見える化カード」の導入で、各自の対応可能時刻を明確にする工夫が紹介された。IT業界も人手不足の問題があり、採用における優位性確保のため、働き方改革に真剣に取り組んでいるとのことである。会社のトップは号令をかけるだけではなく、管理職の評価に部下の労働時間マネジメントを組み込むなど、改革の契機となるような取り組みを具体的にを行うことが重要だそうである。

国内コンサルティング会社の例も紹介された。長時間労働等、グローバル比較により指摘されている日本企業の課題を意識し、労働時間と生産性を把握し数値化する社内調査を行ったとのことである。改革のファーストステップとして実態の把握をすることは非常に重要とのことである。

これら国内の成功例の共通項としては、人手不足や

生産性改善という「経済合理性」のために経営トップが改革を主導していること、国際比較の視点があること、また特に大企業の場合、企業ブランドを維持するというインセンティブが、働き方改革の先取り対応の背景にあるとの説明であった。

3 海外の諸事例

アメリカとカナダの事例が紹介された。コンサルティングファームでは、「いつでもクライアントの要望に応えどこにでも行き、家庭も健康も顧みず週60～80時間働く」という「ideal worker」（理想的な労働者）であることを期待され苦しむ者もいる。「働き過ぎ文化は国境を超える」のだそうだ。

それでも、これらの国では日本よりも働き方に関する議論が盛んであり、治部氏はその理由を、既に専門職、管理職に女性が多いこと、高等教育の段階で男女が対等であること等が要因ではないかと分析した。

4 弁護士事務所の働き方改革は？

長時間労働が顕著な職種の特徴として、高い公共性、業界の閉鎖性、独特の職業倫理などが挙げられた。弁護士の世界にもまさにこの特徴が当てはまる。治部氏は、このような職種において「働き方改革」を進めるのには困難性を伴うが、絶対に変えられないものではないと強調された。また、弁護士こそ、多様な市民的意见を取り込むべく、多様な人材が活躍することが不可欠と、弁護士の世界において「働き方改革」を進めることの社会的意義を説明された。まずは弁護士会が、実労働時間の把握、成果把握、満足度調査を行って、業界の傾向をつかんではどうかというのが治部氏のご提案である。会場とのやりとりでも、働き方改革の最も大きな壁は「文化」の壁である、世代交代によりこれから少しずつ働き方文化が変わっていくことも期待できるのではないかと、身近な成功事例の共有が大切、などの意見が活発に出され、非常に有益な勉強会となった。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第70回 福岡高判平成29年9月7日

(九州惣菜事件／労働判例1167号49頁)

継続雇用の不合理な労働条件の提示が不法行為になり得るとされた例

労働法制特別委員会委員 竹村 和也 (65 期)

1 事案の概要

本件は、惣菜類を製造販売するY社においてフルタイムで就労していたXが、2015年3月の定年時に同社の継続雇用制度に基づき、再雇用を希望したところ、同社が提示したパートタイムの労働条件を拒否し、定年退職した後、主位的に労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等、予備的に不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

なお、Xの定年時の賃金は月額33万5500円であり、Y社が提示した再雇用の労働条件は、週3日若しくは4日の勤務、勤務時間は実働6時間、賃金は時間給900円である。

原審（福岡地小倉支部判平成28年10月27日）は、原告の請求をいずれも棄却した。

2 争点

- (1) Xに労働契約上の権利を有する地位が認められるか
- (2) Y社が不法行為責任を負うか

3 本判決の判断

本判決は控訴を一部認容、一部棄却した（争点(2)につき控訴を一部認容）。なお、X・Y社双方の上告受理申立等是不受理等されており、本判決は確定している。

(1) 争点(1)について

XとY社は、所定労働日や賃金等の個別的労働条件について合意に至っていないところ、それら労働条件の根幹に関わる点について合意がなく、これらを捨象した抽象的な労働契約関係の成立は認められない。

(2) 争点(2)について

ア 高年法における雇用確保措置に関連する事業主の行為が違法となる場合

高年法9条1項2号に基づく継続雇用制度の下において、事業主が提示する労働条件の決定は、原則として事業主の合理的裁量に委ねられている。そして、高年法9条1項は、事業主に対し、定年退職者の希望に合致した労働条件の雇用を義務付ける私法上の効力を有しない。

しかし、雇用確保措置義務は労働契約法制に係る公序の一内容を為しているから、同法の趣旨に反する事業主の行為、例えば、再雇用について、極めて不合理であって、高年齢者の希望・期待に著しく反し、到底受け入れ難いような労働条件を提示する行為は、違法性を有するものであり、事業主の高年齢者雇用確保措置義務の反射的效果として高年齢者が有する65歳までの安定的雇用を享受できないという法的保護に値する利益を侵害する不法行為となる。

イ 違法性の判断基準

①継続雇用制度は、他の雇用確保措置である「定年の引き上げ」、「定年の定め廃止」に準じる程度に、定年の前後における労働条件の継続性・連続性が一定程度、確保されることが前提・原則となる。②また、労契法20条の趣旨に照らしても、再雇用時に有期労働契約に転換したことも事実上影響して定年前の労働条件と不合理な差異が生じることが許されない。③したがって、例外的に、定年退職前のものとの継続性・連続性に欠ける労働条件の提示が継続雇用制度の下で許容されるためには、同提示を正当化する合理的な理由が必要である。

ウ 本件における違法性

定年前の月額賃金は時給換算1944円となるが、本件提案における時給900円はその半額未満、月額

賃金は8万6400円（定年前賃金の約25%）となり、定年退職前の労働条件との継続性・連続性を一定程度確保するものとはいえない。したがって、そのような大幅な賃金の減少を正当化する合理的な理由が必要である。しかし、本件提案によってもXの担当業務量が大幅に減ったとまでは言えず、Y社は、事務職人員配置及び業務分担の変更等の措置を講じ、予め定年後の再雇用においてXの担当する業務量をフルタイムに見合う程度にしておくことも可能であったことなども総合考慮すれば、本件提案による労働時間の減少が真にやむを得ないものであったと認めることはできない。よって、月額賃金約75%減少につながる短時間労働者への転換を正当化する合理的な理由はない。Y社が、本件提案をして、それに終始したことは、継続雇用制度の導入の趣旨に反し、裁量権を逸脱又は濫用したものであり、違法性がある。損害は慰謝料100万円について認められる。

4 本判決の検討

(1) 争点(1)について

継続雇用自体については合意しているものの、使用者が提示した労働条件が著しく不合理であり、具体的労働条件が合意に至らなかったような場合でも、本判決によれば労働契約の成立は否定され、慰謝料請求しかできないことになる。例えば、合理的な労働条件を補充解釈などして労働契約の成立（地位確認）を認める余地はないか等、さらなる検討が必要と思われる。

(2) 争点(2)について

本判決の先例性は、雇用確保措置義務を公序であるとし、それに反する使用者の行為が不法行為になり得ることを明らかにしたことにある。また、違法性の判断基準についても、上述3(2)イのとおり、具体化

した。ただし、①の「定年前後における労働条件の継続性・連続性の確保」という規範については、批判があり得る。本判決が対比している「定年の引き上げ」、「定年の定めの廃止」といった措置は、従前の雇用契約との連続性が法的に認められるのに対し、継続雇用制度は従前の雇用契約から法的に分断されることが前提となっているからである。この点で、より説得力ある理由が求められた。

なお、継続雇用の労働条件の提示が違法とされた例として、トヨタ自動車事件・名古屋高判平成28年9月28日（労判1146号22頁）がある。同判決は、(i)高年法の無年金・無収入の期間の発生を防ぐという趣旨に照らして容認できない低額の給与水準、(ii)社会通念に照らして受け入れがたい職務内容を提示するなど実質的に継続雇用の機会を与えたとは認められない場合は違法となる、とした（(i)に違法はなく、(ii)に違法があったとした）。

(3) 継続雇用制度に関わる紛争

継続雇用における労働条件が不合理である場合、労働者としては、(A)雇用契約を締結したうえで労契法20条違反を争う（長澤運輸事件型）、(B)高年法9条を規制基準として争う、という2つのアプローチがある。Bについては、(B-1)雇用契約を締結したうえで、その労働条件を高年法9条により違法とする余地があるか、それとも、(B-2)本件のように雇用契約が成立していない場合にしか高年法9条違反を争えないのか、という問題がある。仮に、B-1が不能となれば、不合理な労働条件を提示された労働者としては、雇用契約を締結してAのアプローチで係争するか、雇用契約の締結を拒否してB-2のアプローチで係争する他なくなる。しかも、B-2のアプローチでは、本判決のように慰謝料しか認められないことになりかねない。B-1のアプローチが可能かも検討が必要である。

刑弁でGO!

第83回

トピック

東京地裁本庁における刑事に関する書類の提出先など

刑事弁護委員会 副委員長 山本 彰宏 (59 期)
同 当番国選部会部会長 白井 徹 (60 期)

1 はじめに

東京地方裁判所には、多くの刑事部があります。事件を受任すれば、様々な書面を提出することがありますが、具体的にどこに書面を出したらよいのか迷うことがあると思います。そこで本稿では、特に新人弁護士の方へ向けて、東京地裁本庁における書面の提出先をご案内したいと思います。

2 被疑者段階

被疑者段階において、勾留や接見禁止に関する手続を行っているいわゆる「令状部」は、刑事第14部です。地裁刑事部の多くは裁判所合同庁舎の10階又は11階にありますが、刑事第14部は1階北側の端にあります。

被疑者国選弁護人に選任され選任書を受領する場合や、被疑者の勾留質問日に裁判所で被疑者と面会を行うための手続、当番弁護士から被疑者国選弁護人への切替手続、接見禁止の解除を求める書類の提出などは、刑事第14部にて行うことになります。

勾留請求却下を求めて意見書を提出したり、その際に裁判官との面談を行う場合も刑事第14部で

行うことになります。なお、こうした書類の提出は原本の提出が必要ですが、事前にFAXをした上で面談の際に原本を持参するという方法が用いられることもあります。

他方で、勾留決定や接見禁止決定に対する準抗告申立書については、刑事第14部ではなく、合同庁舎11階の刑事訟廷（事件係）に提出することになりますので、注意が必要です。

3 起訴後段階

起訴後、第一回公判前は、勾留に関する処分は裁判所（係属部）ではなく、裁判官（東京地裁では刑事第14部）が行うことになります（刑事訴訟法280条1項参照）。そのため、第一回公判前の保釈請求や勾留取消請求などの書面は刑事第14部に提出し、裁判官面談等を行うことになります。

第一回公判後は、保釈請求等を行う場合には、係属部に対して行うことになりますが、請求書の提出先は11階の刑事訟廷事件係になりますのでご注意ください。

また、弁護士選任届を起訴後に提出する場合、提出先は係属部になります。なお被疑者段階の提出先は、検察官への事件送致後は検察庁（送致前は、

事件取扱いの警察署)になりますのでご注意ください(刑事訴訟規則17条)。

公判の準備にあたって、様々な書面(証拠意見書、証拠調べ請求書、弁論要旨等)を準備することになると思います。こうした書面は、民事事件と異なり、正本・副本を準備することまでは必要とされませんが、原本1通のほか、写しを数通準備しておくことが良いと思います(書記官用、検察官用)。証拠意見や請求予定の弁証書の写しなどは、事前に検察官にFAXをするなどして知らせておくことが重要です。

4 上訴審

上訴審(控訴審及び上告審)を担当する場合、第一審とは手続の流れや、書面の出し方が異なることが多いことに注意する必要があります。

控訴申立書や上告申立書は、言い渡しの翌日から2週間以内に上訴審裁判所宛ての申立書を原審裁判所に提出することになります(刑事訴訟法373条、374条、414条)。

上訴審では、被告人との面会や打ち合わせ、原審記録の検討を行った上で、控訴趣意書又は上告趣意書を提出することになります。趣意書の期限は裁判所から指定され、事情によっては期限の延期を求めることができ、裁判所が延期を認めてくれることもあります。

趣意書を提出しないままその期限を徒過した場合には、上訴が棄却されます(刑事訴訟法386条1項1号、414条)。民事事件における上訴理由書と異なり、趣意書(理由書)の不提出がそのまま棄却

事由となることに注意が必要です(民事訴訟規則182条、194条参照)。

東京高等裁判所の場合、控訴趣意書は、原本1通、謄本1通のほか写しを3通提出することを求められることが多く、弁護人として選任された場合には提出書面の通数などが書かれた文書を渡してくれることがあります。事実取調べ請求を行う場合には、期日のおおむね10日前までに、事実取調べ請求書とともに書証の写しを添付して提出することになります。提出方法は、控訴趣意書と同じ方法です。

なお、上訴審において、保釈請求を行うことがあるかと思いますが、第一審判決直後(控訴申立前)の保釈請求は、第一審係属裁判所宛ての保釈請求書を刑事訴訟事件係に提出することになります。控訴申立をすでに行った後に請求する場合には、弁護人選任届を提出することが必要です。原審記録が上訴審にある場合には、上訴審係属裁判所に提出することになります(刑事訴訟法97条、刑事訴訟規則92条)。なお、具体的な提出先は高裁の刑事訴訟です。実務上時折混乱する点でもありますので、ぜひご注意ください。

5 お知らせ

新人弁護士の方は、国選弁護を受任するにあたって、新人ゼミを受けることになります。事件の方針等のほか、細かい手続のことでも、もしわからないことがあれば、まずはゼミを担当した講師に聞いてみてください。そのほか、メーリングリストもぜひ活用してください。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

63期(2009/平成21年)

縁

会員 原田 玲 (63期)

弁護修習

私の修習時代、数多くの忘れがたい出来事があったが、ハイライトは、なんといっても弁護修習である。

私の実務修習は、第1クールの弁護修習から始まった。東京修習となった私の修習指導担当は、28期の藤村義徳会員（以下「藤村会員」という）であった。

JR有楽町駅前に佇む茶色を基調とした簡素な、しかし悠然とそびえるビルの10階にある法律事務所のドアをノックするのに緊張していたのを覚えている。私の突然の来訪にもかかわらず、藤村会員の他、32期、39期、39期の合計4名（当時）の大ベテランの先生方が温かく出迎えてくださった。

刑事事件

藤村会員は、数多くの事件を手がけていたが、私が検察官志望ということもあり、私選で弁護人を共同受任している刑事事件の記録を課題として与えてくださった。共同弁護団は、藤村会員の他、同じ事務所の39期の吉木徹弁護士（第二東京弁護士会）、別の事務所の元検察官の吉田秀康会員（39期）の3名であった。

その刑事事件は、株式会社の未公開株を上場すると称して売却したことを被疑事実とする詐欺事件であり、既に期日間整理手続を10回以上行うという異例の経過をたどっていた。法律事務所のキャビネットを埋め尽くす膨大な記録の山を見て、実務に就くということがどういうことなのかを悟り、身の引き締まる思いがした。

事件の争点は、当該株式会社が上場する予定をしていたのか、という点であった。共同弁護団は、当該株式会社の上場予定について多方面に亘る間接事

実を積み重ねて立証しようとしていた。公認会計士、証券会社担当者等、専門家との株式上場の手続に関する打合せは多数回にのぼり、私もその打合せに同席させていただいたことは、今でも貴重な経験となっている。

藤村会員は、私を静岡地方裁判所浜松支部で行われた期日にも連れていってくださった。裁判所で落ち合った依頼者は、677日に及ぶ拘禁生活から解放されたばかりで、憔悴しきっていたことは明らかであったが、藤村会員が私を紹介すると、一修習生に過ぎない私に対して「良い法曹となってください」と力強く仰ったことは今でも鮮明に覚えている。

この刑事事件に出会えたことで、私は弁護士として大切な何かを学んだような気がした。私は、第4クールの検察修習を待たずして、志望を検察官から弁護士へと変更した。

後日談

私の弁護修習期間にこの刑事事件の結果を知ることではできなかったが、その後、共同弁護団の主張どおりの展開となり、当該会社は刑事裁判中の2010年12月に上場を果たした。翌2011年3月に無罪判決が言い渡され、検察は控訴を断念し、判決は確定した。

この依頼者との関係は今でも継続している。私の子どもが生まれた際、お祝いに食器セットを贈ってくださった。今、子どもはその食器セットで食事をしている。

そして、別の法律事務所で勤務した後、移籍したのは、私が弁護修習をしたまさにこの事務所である。今、事務所の扉には「弁護士原田玲」と刻まれている。



会員 首藤 哲伺

弁護士らしさ

1 はじめに

弁護士になって早くも一年が過ぎようとしており、仕事・プライベート問わず色々な人と会ったが、よく私は「弁護士らしくない」と言われる。

確かに諸先輩方を見ていると、「あと10年くらいすれば、自分もこの風格を自然と出せるようになるのだろうか？」と不安になる。

そこでこの場を借りて、この一年間よく考えていた「弁護士らしさ」とは何かについて自分なりの意見を書いてみようと思う。

2 弁護士らしさの良い面と悪い面

そもそも、「弁護士らしさ」には「依頼者に信頼されやすい、相手方や裁判官になめられない」という良い面と「偉そう、とっつきにくい」という悪い面の、両面があるように思える。

つまり、「弁護士らしい／らしくない」と言われるにしても、それは場面によって意味合いが違ってくるのであり、簡単に言ってしまうと、打ち合わせや交渉の場面での「弁護士らしさ」は良い意味だが、法律相談会や講演、異業種交流会での「弁護士らしさ」は悪い意味になるのだと思う。

では、どうすれば打ち合わせや交渉時に「弁護士らしさ」を出せるようになるのだろうか？

3 仕事への自信

あくまで私が観察した限りにはなるが、打ち合わせや交渉時に「弁護士らしい」人ほど、大きな声で堂々と自信をもって相手方と話しているように思える。

つまり、「弁護士らしさ」とは「自信のあらわれ」のことであり、自分の仕事に対して自信を持てるようになれば、自然と「弁護士らしさ」を出せるようになるのだと思う。

しかし、まだ弁護士経験一年目の若手である自分が、

弁護士としての自信を持つにはどうすれば良いのだろうか？

「バッジをつけている以上は一人前の弁護士として自信を持つべき」と言われそうではあるが、そのような精神論的な意見は抜きにして、若手の弁護士が、ベテラン弁護士相手であっても、堂々と自信を持てる実質的な根拠はどこにあるのだろうか、と私は一年間考えてきた。

まず、そもそも、知識に関して言えば、若手の弁護士のほうが最近まで司法試験勉強をしていた分、最近の判例や学術的議論を押さえているといつてよいだろう。

さらに言えば、司法試験以外の法律分野に関する知識であっても、時間と体力がある分、一件あたりに、より時間をかけたりサーチもできる。

また、文献などでは出てこない実務的な知識であっても、横のつながりがあれば、その分野に専門的に取り組んでいる同期の弁護士に聞けばいいし、どうしても自信がなければ、その弁護士と共同受任の形を取っても良い。

こうして考えていってみると、「たとえ経験不足な若手であっても、十分な事前準備をして仕事に臨めば、弁護士として自信を持つこと、即ち弁護士らしさを出せるのではないか？」というのが私の出した結論である。

実際、60期代でも画期的な裁判例を取っている弁護士がいることを考えると、やはり期は関係ないのではないかと思う。

4 結び

ここまで、若手の分際で偉そうなことを書かせてもらったが、もちろん、ベテランの弁護士の仕事ぶりから学ぶべき点は沢山あるのは重々承知である。

ただ、しっかりと調べて意見を出せば、若手ベテラン関係なく聞いてもらえるのがこの業界の良いところだと思うので、今後も一件一件の仕事に時間をかけて取り組んで、良い意味で「弁護士らしく」振る舞えるように精進していこうと思う。

『ア・フュー・グッドメン』

1992年／アメリカ／ロブ・ライナー監督作品

この年代に作られた最高の映画

会員 柿原 達哉 (65期)

1 はじめに

「1990年代に作られた映画の中で、最も優れた映画である」との口コミに惹かれて鑑賞しましたが、口コミに偽りはありませんでした。

2 出演者

主人公は最高裁判事を父にもつ軍属の弁護人、ダニエル・キャフィ中尉（トム・クルーズ）。軍事法廷にて弁護人を務める、ハーバード・ロースクール卒の俊英です。相棒は、能力は高くないが情熱のある弁護人のジョアン・ギャロウェイ少佐（デミ・ムーア）。対する悪役はジャック・ニコルソン演じるネイサン・R・ジョセップ大佐。

この三人を軸として、脇役を『24』でジャック・バウアーを演じたキーファー・サザーランド、『アポロ13』のケビン・ベーコン、『ユージュアル・サスペクツ』のケビン・ポラックが支えるのですから、面白くないはずがありません。

3 あらすじ

舞台は、キューバ・グアンタナモ基地。被害者であるサンティアゴ等兵は、基地内でいじめに遭い、他の基地への転属を求め軍上層部に手紙を出します。これに指揮系統を壊したとして激怒したジョセップ大佐は、部下のドーソン上等兵に「コード・レッド」を命じます。

「コード・レッド」とは、軍において規律を高めるための暗号で、平たく言えば体罰です。命令を受けたドーソン上等兵は、寝ているサンティアゴ等兵を布団です巻きにして、口にハンカチを詰め、袋叩きにする予定でした。ところが、袋叩きにする前に、サンティアゴ等兵はショック死してしまいます。

困ったのはジョセップ大佐。コード・レッドを命じたことは秘匿し、違法発砲を行ったドーソン上等兵が、

「ア・フュー・グッドメン」
発売中
4K ULTRA HD 4,743円（税別）
発売・販売元：ソニー・ピクチャーズ
エンタテインメント



違法発砲を目撃したサンティアゴ等兵に暴行を加え、死に至らしめたというストーリーを作ります。

サンティアゴ等兵を殺したとして、軍法会議にかけられたドーソン上等兵。彼の弁護人であるキャフィ中尉とギャロウェイ少佐は、果たして、「サンティアゴ等兵はジョセップ大佐の命令により死に至った」という真相を暴くことができるのでしょうか。

4 刑事弁護人として

ドーソン上等兵の無罪を信じるギャロウェイ少佐は、懐疑的なキャフィ中尉に対し、「貴方は彼を信じないの!？」と問いかけます。キャフィ中尉はこれに対し、「私が何を信じるかは問題ではない。私が何を立証できるか、それが問題だ」と答えます。

また、ハンカチに毒物が含まれていたと証言した軍側の専門家証人に対し、ギャロウェイ少佐が反対尋問を試みますが、これが大失敗。他の弁護人役のケビン・ポラックに「君の反対尋問のせいで、弁護人が専門家証人を恐れていると陪審員は思ってしまったぞ!」と叱責されます。

このように刑事弁護人として考えさせられる部分が多数あるのも、見所の一つです。

5 終わりに

ジョセップ大佐の、ラストシーンでの「You can't handle the truth!」というセリフは、繰り返し、様々な映画でオマージュされておりますので、ご覧になった方もいるかもしれません。また、ジョセップ大佐がグアンタナモ基地を調査のために訪れたキャフィ中尉の調査依頼に対し、「You have to ask me nicely.」と言い放つシーンの迫力。数々の悪役を演じてきたジャック・ニコルソンの凄味を感じることができます。

この年代に作られた最高の映画、是非、ご鑑賞ください。



無理はしていませんか？

会員 横山 雅明 (66期)

弁護士六年目にして、身に沁みたことをざっくばらんに記載したいと思う。

私のここまでの仕事を振り返るならば、致命的なミスもなく、まあまあうまくやってこれたものではないかと自己評価をしている。もっとも、仕事を離れた日常生活、こと心身の健康面について評価をするならば、反省の意味も込め赤点であったといわざるをえない。

弁護士になりたての頃より、知識や経験の不足を補うため、要領悪くも丁寧な事務処理を心がけていた私は、結果（諸々の要因はあるものの）、深夜早朝、休日など無関係に仕事に向き合い、仕事ばかりを優先する弁護士になっていたようである。

体調の異変は、最初、手指の神経痛として表れた。起案のためキーボードに触れる右手指に激痛がはしるのである。しばらくは様子見とされたが、やむなく、痛み止めを注射し、右手指の代わりにペンを握り一文字一文字タイピングをすることにより対処をした。その後ほとんどなくて、喉に異物感を感じるようになり、食事をとることも苦痛となった。前後、腰痛が頻発し、ひどいときは2ヶ月間も通院をする羽目になるなど、次第に体調が悪化していったのである。そして、これらの症状に悩まされ、仕事が困難となっていた矢先、追い討ちをかけるように、駅の階段からバランスを崩し転落、足に大怪我を負い、長期間入院をする事態となってしまった。しかし、今でこそ冗談のようにも聞こえるが、当時は、目の前の仕事に追われ、病院にも行かずに放置をしようとしたが、家族からすぐに治療するよう言われ、手術となったのである。

この体験をしたとき、何よりも実感したことは、自分自身のことは当然自分自身で守らなければならないということである。

無事手術は終わり、入院・リハビリに取り組んでいた私を仕事は待ってはくれなかった。病室にて携帯電話を片手に打ち合わせを行い、また、仕事のため、馴れ

ない松葉杖を駆使し新幹線で移動することもあった。私のメンタルは、この段に至って相当危うい状態にあったといえる。しかし、これがある意味転機となった。

心身が不健康であれば、仕事も、そして日常生活さえも満足にはこなせない。今回はこれだけで済んだものの、次に何かあれば立ち直れなくなるのではないか。そして、そのときは、今以上に様々な人に迷惑をかけることになってしまう。

このままでは良くないと思い、以後、自分自身のこと、身の回りのことをよくよく考え、自身の心身をまず何よりも第一に考え行動するように心がけた。幸い様々な方々にもご協力を頂き、仕事量を減らすこともでき、心地よい緊張感を持ちつつ仕事に取り組むことができるようになったのである。

身上話ばかりとなってしまったが、この場をお借りし、特に若手会員に重ねてお伝えしたいことがある。それは、自身の健康には十分に気をつけて、必要以上に無理はせず、困ったら遠慮なく誰かに頼ろう、ということである。勿論、若手であるうちは様々な制約があるとも思われるが、是非このことを頭の片隅において頂き、これからの楽しい弁護士人生を送ってほしい。

【追記】

記事に関連性のある写真を…ということで、若干無理矢理ではある

が、昨年、身体を休めるために趣味の雪国電車旅を行った際の写真を掲載しておく。次回執筆のチャンスがあれば、個人的な趣味の話もしたいと思う。



法律学

『法の理論と実務の交錯 共栄法律事務所創立20周年記念論文集』共栄法律事務所／共栄法務研究所
『現代日本法へのカタバシス 新版』木庭頭／みすず書房

外国法

『現代英国税制』酒井翔子／税務経理協会
『シェブロン法理の考察』辻雄一郎／日本評論社
『クラス・アクションの研究 アメリカにおける集団的救済の展開』榎博行／丸善ブラネット

憲法

『人身売買と貧困の女性化 カンボジアにおける構造的暴力』島崎裕子／明石書店
『憲法関係答弁例集3 内閣法制局情報公開資料』信山社
『資料で考える憲法』谷口真由美／法律文化社

行政法

『法治行政論』高木光／弘文堂
『過料と不文の原則』須藤陽子／法律文化社
『空き地・空き家を活用した都市のスポンジ化対策Q&A』都市計画法制研究会／ぎょうせい
『東京都建築安全条例とその解説 改訂34版』東京建築士会
『必携住宅の品質確保の促進等に関する法律改訂版2018』国土交通省／創樹社
『防災・減災・復興・復興Q&A 大災害被災者支援の経験から』近畿災害対策まちづくり支援機構／東方出版

軍事・防衛法

『新・防衛法制』田村重信／内外出版
『日本の安全保障法制入門 第3版』鈴木和之／内外出版

税法

『実務に対応する税務弁護の手引き』坂田真吾／清文社
『国際租税法 概論 第4版』本庄資／大蔵財務協会
『不動産の評価・権利調整と税務平成30年10月改訂 土地・建物の売買・賃貸からビル建設までのコンサルティング』鶴野和夫／清文社
『図解証券投資の経理と税務平成30年度版』SMBC日興証券株式会社／中央経済社
『法人税事例選集平成30年10月改訂問答式』森田政夫／清文社
『投資ストラクチャーの税務 9訂版クロスボーダー投資と匿名組合／任意組合』鬼頭朱実／税務経理協会
『法人税の理論と実務平成30年度版』山本守之／中央経済社
『使う？使わない？新・事業承継税制の活用と落とし穴 平成30年度税制改正』西中間浩／新日本法規出版

『相続税務・法務相談シート集2018年度版』辻本郷税理士法人／銀行研修社
『新事業承継税制の活用と実務Q&A』税理士法人山田&パートナーズ／日本法令
『「みなし贈与」のすべて』伊藤俊一／ロギカ書房
『迷ったときに開く実務に活かす印紙税の実践と応用』鳥飼重和／新日本法規出版
『実務に活かす印紙税の知識 改訂5版』木村剛志／税務研究会出版局
『プロフェッショナル消費税の実務平成30年10月改訂』金井恵美子／清文社
『地方税取扱いの手引平成30年10月改訂』地方税制度研究会／納税協会連合会

民法

『論点体系判例民法 第3版1 総則』能見善久／第一法規
『論点体系判例民法 第3版2 物権』能見善久／第一法規
『論点体系判例民法 第3版3 担保物権』能見善久／第一法規
『論点体系判例民法 第3版6 契約1』能見善久／第一法規
『論点体系判例民法 第3版7 契約2』能見善久／第一法規
『論点体系判例民法 第3版11 親族』能見善久／第一法規
『債権法改正Q&A 金融実務の変化に完全対応』岩田合同法律事務所／銀行研修社
『改正民法と新収益認識基準に基づく契約書作成・見直しの実務』横張清成／日本法令
『定型約款の実務Q&A』村松秀樹／商事法務
『契約法の現代化2 民法の現代化』山本敬三／商事法務
『事例解説未成年後見実務』相原佳子／日本加除出版
『実務家が陥りやすい相続・遺言の落とし穴』遺言相続実務問題研究会／新日本法規出版
『税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解 相続法改正対応!!』関根稔／ぎょうせい
『渉外不動産登記の法律と実務2 相続、売買、準拠法に関する事例解説』山北英仁／日本加除出版
『現代の信託法 アメリカと日本』樋口範雄／弘文堂
『マンションにおける共同利益相反行為への対応 区分所有法57条・58条・59条・60条の実務』関口康晴／日本加除出版
『自賠責保険・共済紛争処理事例集第16巻(平成29年度)』自賠責保険・共済紛争処理機構／自賠責保険・共済紛争処理機構
『交通事故処理マニュアル 補訂版』大阪弁護士会／大阪弁護士会交通事故委員会
『交通事故損害賠償必携2019年 資料編』宮原守男／新日本法規出版

商事法

『民法とつながる商法総則・商行為法 第2版』北居功／商事法務
『会社法入門 第13版』前田庸／有斐閣

『データ戦略と法律 攻めのビジネスQ&A』中崎隆／日経BP社
『企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例』中央総合法律事務所／商事法務
『一問一答・平成30年商法改正』松井信憲／商事法務
『コーポレートガバナンス・コードの実践 改訂版』武井一浩／日経BP社
『コーポレートガバナンス・コードの実務 第3版』沢口実／商事法務
『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方 第2版』中村直人／商事法務
『新しい取締役会議事録作成の実務』中村直人／商事法務
『IFRS「リース」プラクティス・ガイド』PwCあらた有限責任監査法人／中央経済社
『スクイズ・アウトの法務と税務 第2版 少数株主排除』松尾拓也／中央経済社
『組織再編における債権者保護 詐欺的会社分割における「詐害性」の考察』牧真理子／法律文化社
『事業譲渡・譲受けの法務 第3版 M&A』三浦亮太／中央経済社
『保険実務におけるトラブル対応の理論と実践』吉沢卓哉／保険毎日新聞社
『新・株式会社の登記実務 145問と書式解説』吉岡誠一／日本加除出版

刑法

『日高義博先生古稀祝賀論文集上巻』高橋則夫／成文堂
『日高義博先生古稀祝賀論文集下巻』高橋則夫／成文堂
『講義刑法学・総論 第2版』井田良／有斐閣
『被害者の承諾』吉田敏雄／成文堂
『緊急避難の理論とアクチュアリティ』深町晋也／弘文堂
『新錯謬論』香川達夫／成文堂
『共犯の基礎理論』外木史晃／成文堂
『刑法各論 第3版』高橋則夫／成文堂
『不安解消！出所者支援 わたしたちができること』掛川直之／旬報社
『相模原事件はなぜ起きたのか 保安処分としての措置入院』井原裕／批評社
『脱税と制裁 増補版』佐藤英明／弘文堂

司法制度・司法行政

『家庭裁判所物語』清永聡／日本評論社
『法律事務職員応用研修テキスト5 成年後見 第2版』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会
『法律事務職員応用研修テキスト6 登記、供託、担保取消 第2版』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会

訴訟手続法

『簡裁民事ハンドブック1 通常訴訟編 第2版』塩谷雅人／民事法研究会
『訴訟類型別訴状審査をめぐる実務』佐藤裕義／新日本法規出版
『ADR法制の現代的課題』山本和彦／有斐閣

『はい6民ですお答えします 2018年10月第2版 倒産実務Q&A』川畑正文／大阪弁護士協同組合
『個人再生の実務Q&A120問』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『家事事件手続法規逐条解説1』梶村太市／テイハン
『新・実践刑事弁護 第2版 昇平弁護士奮闘記』東京弁護士会刑事弁護委員会／現代人文社
『ケーススタディ危険運転致死傷罪 第2版』城祐一郎／東京法令出版
『法務総合研究所研究部報告58 青少年の立ち直り(デンスタンス)に関する研究』法務総合研究所／法務総合研究所

経済産業法

『サイバーセキュリティ入門 図解×Q&A』羽室英太郎／慶應義塾大学出版会
『製造も広告担当も知っておきたい景品表示法対応ガイドブック』植村幸也／第一法規
『金融商品取引法コンメンタール 第2版 1 定義・開示制度』神田秀樹／商事法務
『アルゴリズム取引の正体』NTT データ・フィナンシャル・ソリューションズ先端金融工学センター／金融財政事情研究会
『金融危機管理の成功と失敗』徳丸浩／日本評論社
『詳説犯罪収益移転防止法・外為法 第3版』中崎隆／中央経済社
『ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ』小笠原匡隆／商事法務

知的財産法

『商標登録制度の解説と意見書27例 改訂版』真島宏明／経済産業調査会
『すぐに役立つ改正対応著作権・コンテンツビジネスの法律とトラブル解決マニュアル』三修社
『著作権法入門2018-2019』文化庁／著作権情報センター

労働法

『働き方改革とこれからの時代の労働法』菅野百合／商事法務
『雇用システム論』佐口和郎／有斐閣
『Q&A働き方改革法の解説と企業の実務対応』岩出誠／ロギカ書房
『働き方改革のすべて』岡崎淳一／日本経済新聞出版社
『働き方改革関連法』改正にともなう就業規則変更の実務』岩出誠／清文社
『職業安定法の実務解説 改訂第5版』労働新聞社／労働新聞社

社会福祉法

『認知症と民法』小賀野品一／勁草書房
『発達障害を職場でささえる 全員の本来発揮を目指すプレゼンティーズムという視点』宮木幸一／東京大学出版会
『Q&A自殺対策計画策定ハンドブック』本橋

豊／ぎょうせい
『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』中央法規出版
『保育政策の国際比較 子どもの貧困・不平等に世界の保育はどう向き合っているか』Gambaro, Ludovica／明石書店

医事法

『明治大学ELM(法・医・倫理の資料館)山崎佐日蔵資料目録』石野智大／明治大学ELM
『看護師の注意義務と責任 新版 Q&Aと事例の解説』加藤清仁／新日本法規
『美容医療トラブル解決への実務マニュアル 施術別裁判例をふまえて』末吉宜子／日本加除出版

環境法

『電磁波過敏症 増補改訂版』大久保貞利／緑風出版
『廃棄物・リサイクル・その他環境事犯捜査実務ハンドブック』緒方由紀子／立花書房

スポーツ法

『Q&Aでわかるアンチ・ドーピングの基本』第一東京弁護士会総合法律研究所／同文館出版

国際法

『北極国際法秩序の展望 科学・環境・海洋』稲垣治／東信堂
『これだけは知っておきたい! 弁護士による宇宙ビジネスガイド New Spaceの潮流と変わりゆく法』第一東京弁護士会／同文館出版
『よくわかる投資協定と仲裁』フレッシュフィールズブルックハウステンガー法律事務所／商事法務
『外国人の法律相談 改訂版』東京弁護士会外国人の権利に関する委員会／学陽書房
『移民政策と多文化コミュニティへの道のり APFSの外国人住民支援活動の軌跡』吉成勝男／現代人文社

医学書

『主訴と所見からみた眼科』富田剛司／金原出版
『コンピュータ支援手術の現状と課題』金原出版
『現場で使い尽くす診療ガイドライン選集2018』へるす出版
『プライマリケアに活かす臨床耳鼻咽喉科学』白幡雄一／中山書店
『外傷初期診療ガイドラインJATEC 改訂第5版』日本外傷学会／へるす出版
『精巣腫瘍取扱い規約 第4版』日本泌尿器科学会／金原出版
『心臓ベースメカ・ICD・CRT・CRT-D 知識を習得し、実践で活かす最強のメソッド』筒井裕之／メジカルビュー社
『急性冠症候群 知識を習得し、実践で活かす最強のメソッド』筒井裕之／メジカルビュー社

『脳幹・脳深部の手術 手術アプローチの基本と手術の考えかた』斉藤延人／メジカルビュー社
『間質性肺炎・肺線維症と類縁疾患』三嶋理晃／中山書店
『がん患者の治療抵抗性の苦痛と鎮静に関する基本的な考え方の手引き2018年版』日本緩和医療学会／金原出版
『嚥下障害診療ガイドライン2018年版』日本耳鼻咽喉科学会／金原出版
『子宮体がん治療ガイドライン2018年版』日本婦人科腫瘍学会／金原出版
『終末期を考える 今、わかっていること&医師ができること』岡村知直／羊土社
『潜在性結核感染症LTBI診療ハンドブック』阿彦忠之／南江堂
『脳血管内治療スタート&スタンダード』吉村紳一／メジカルビュー社
『糖尿病と骨粗鬆症 治療薬を考える』井上大輔／日本医事新報社
『胎児発育不全』池田智明／中外医学社
『緩和医療 がんの痛みは必ずとれる』大岩孝司／中山書店
『冠動脈疾患治療のためのロータブレード実践ガイド 合併症の予防と対策』坂倉建一／文光堂
『学校心臓検診実践マニュアルQ&A 突然死の可能性のある疾患の早期発見のために』日本小児循環器学会／診断と治療社
『はじめて学ぶやさしい疫学 改訂第3版日本疫学会標準テキスト』南江堂
『食物アレルギーの栄養指導 新版』今井孝成／医歯薬出版
『嚥下障害ポケットマニュアル 第4版』聖隷嚥下チーム／医歯薬出版
『脳性まひと運動』亀山富太郎／医歯薬出版
『第三期特定健診・特定保健指導ガイド』門脇孝／南山堂
『心臓・大動脈外科手術 基本・コツ・勘所』小坂真一／医学書院
『新・心エコーの読み方、考え方 改訂4版』羽田勝征／中外医学社
『今日からできる高齢者の誤嚥性肺炎予防』東嶋美佐子／医歯薬出版
『クロイド・肥厚性瘢痕診断・治療指針2018』瘢痕・クロイド治療研究会／全日本病院出版会
『ダウン症のすべて』諏訪まゆみ／中外医学社
『事例から学ぶ医療安全対策』矢内仁仁／東京医学社
『組織移植TextBook 組織移植医・組織移植コーディネーターにむけて』日本組織移植学会／へるす出版
『小児・成育循環器学』日本小児循環器学会／診断と治療社
『外傷専門診療ガイドラインJATEC 改訂第2版 戦略と戦術、そしてチームマネジメント』日本外傷学会／へるす出版
『エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018』日本腎臓学会／東京医学社
『原発不明がん診療ガイドライン 改訂第2版』日本臨床腫瘍学会／南江堂

東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)において 体罰禁止条項が盛り込まれることについての会長声明

東京都は、児童虐待防止の取り組みを一層進めるために「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）」の骨子案（以下「本条例案」という。）をまとめ、その中の「保護者等の責務」という項目で、「保護者は、体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないこと」として、体罰禁止条項を盛り込んだ。

わが国における虐待による死亡児童数（無理心中を除く）は、国で統計をとり始めた平成15年以来概ね年間50人規模で推移を続け、その数は一向に減少していない。また、本年は、目黒区の児童死亡事案がマスコミで大きく取り上げられる事態となった。虐待により児童が死亡する場合には、親による暴力が少なからずその背景に存在すると考えられ、「子どもの生命」という最も尊重すべきものを守るため、親による暴力をまずは禁止することが不可欠である。その意味で、本会は、本条例案に体罰禁止条項が盛り込まれたことを、評価する。

しかしながら、本条例案が体罰禁止条項を盛り込むことで、児童虐待防止施策に満足するとすれば、甚だ不十分と言わざるを得ない。

子どもの個性や家庭環境など様々な理由によって、育児自体に負担を感じる保護者は現に相当数存在する。そのような状況のもと、親が体罰という手段を選択しないようにするためにも、

親の育児負担を軽減する方策を充実させることを、社会の責務と定めるべきである。体罰の問題をすべて親の躰の質の問題とし、親のみに責任転嫁する解決は許されない。泣きやまないわが子の口を思わずふさごうとまで思ってしまう、といった追い詰められた親側の心理を社会が理解しない限り、親は社会で孤立した存在のままであり、結果、体罰に至ってしまうことが生じうる。

以上より、本条例案には、体罰を禁止する条項とともに、子育てしやすい社会インフラの整備を行う方針を明記すべきであり、育児相談を充実させる（親が相談に行きやすいように場所・時間等の拡充を図ること）のみならず、具体的な子どもの養育方法に関するプログラムの無償提供、子どもを抱える親の負担について社会的理解を深める普及・啓発活動の展開など、具体的な親支援の施策もあわせて実施しなければならない。本条例案には、虐待を行った親に対する指導及び支援が盛り込まれるが、虐待した親の支援のみならず、子育てについて親が悩んでいる段階からの支援を充実させ、親が子育てをしやすいと感じるよう環境の整備を進めるべく、本条例案に必要な規定を盛り込むべきである。

2018(平成30)年12月28日
東京弁護士会会長 安井 規雄

繰り返される死刑執行に強く抗議し死刑執行の停止を求める会長声明

2018年12月27日、死刑確定者2名の死刑が執行された。今回の死刑執行は、本年7月6日、26日に次ぐものである。第2次安倍内閣に入ってから15回目となり、これまでに合計36名もの死刑囚が国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

東京弁護士会は、これまでも死刑執行の停止を求める会長声明と会長談話を出してきたが、今回の執行はこうした声明を一顧だにしないものである。

今回、死刑が執行された死刑囚のうち、ひとりとは再審請求中であったことも極めて重大な問題である。

再審請求中の者が仮に冤罪であった場合、生命を奪う死刑執行は取り返しがつかない。死刑制度については様々な意見があるも、冤罪で死刑囚となった者が死刑執行によりその生命が

奪われることには、誰もが理不尽を感じるであろう。

今回の再審請求中の死刑囚を含む死刑執行は極めて重大な問題であると言わざるを得ない。民主主義社会である現代社会においては、犯罪被害者・遺族に対し十分な支援を行うことに一層力を注ぐとともに、死刑制度について再度目を向ける必要がある。東京弁護士会は、今回の死刑執行に対して強く抗議し、全ての死刑執行の停止を求めるとともに、死刑を含む刑罰制度の見直しについて、死刑に関する会内外の様々な声に耳を傾けつつ、より一層の議論を進めることをここに宣言するものである。

2018(平成30)年12月28日
東京弁護士会会長 安井 規雄